

常総市高齢者プラン

老人福祉計画改定・第7期介護保険事業計画

【素案】

平成 29 年 12 月

常 総 市

目次

第1章	計画の考え方	1
1	計画の背景・目的	1
2	計画策定の根拠・位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	4
5	介護保険制度改正の概要	5
第2章	高齢者・介護保険事業をめぐる現状	7
1	高齢者をめぐる現状	7
2	アンケート調査からみる現状	16
第3章	計画の基本理念・基本目標	33
1	基本理念	33
2	地域包括ケアシステムの推進	34
3	基本目標	36
4	日常生活圏域	37
5	施策の一覧	38
第4章	施策の展開	39
	基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり	39
	基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり	44
	基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり	53
第5章	介護サービス量及び保険料の見込	70
1	介護サービス量見込みの考え方	
2	介護サービス量等の見込み	
3	給付費等の見込み	
4	介護保険料の見込	

「第2章 高齢者・介護保険事業をとりまく現状」の「1 高齢者をめぐる現状」に記載されている平成29年度の各数値については、実績値確定前につき調整中の表示となっています。

また、「第5章 介護サービス料及び事業費の見込」については、常総市意見公募（パブリックコメント）手続実施要綱第3条第2項の規定により除外しております。

第 1 章 計画の考え方

1 計画の背景・目的

現在、いわゆる団塊の世代が 65 歳に達し、高齢者人口は大きく増加していますが、団塊の世代を含む 60 歳代のみならず、70 歳以上でも健康で元気な方は多く、社会のあらゆる場面で活躍しています。豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現を目指すためには、高齢者の知識・技術・経験が活かせる場や機会の確保と提供が今まで以上に重要な課題となります。

平成 12 年 4 月に創設された介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行、世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化が見え始めた中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして開始されました。その介護保険制度もスタートして 18 年を迎えることとなりました。

このような状況下で必要とされてくるのが、高齢者が有する能力に応じて、日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」であり、今後、高齢化が進展していく中で、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。

また、現在、国では制度や分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係の枠を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、様々な分野を超えて『丸ごと』包括されることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生型社会」の実現を見据え動きだしています。

「常総市高齢者プラン」は、高齢者を取り巻く状況の変化や、諸課題に対応するため、本市における高齢者施策の基本的な考え方や、目指すべき取り組みを総合的に整え、平成 30 年度から平成 32 年度までの高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として策定するものです。

2 計画策定の根拠・位置づけ

(1) 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定により、厚生労働大臣の「基本指針」に則して策定するもので、要介護者等のニーズやサービス供給量などを勘案し、介護保険サービス・介護予防サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込みなどに関わる内容となっており、3 年ごとに策定され、今回は第 7 期となります。

【介護保険法】

(市町村介護保険事業計画)

第百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 老人福祉計画

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される計画で、主に要援護高齢者等の自立した生活を支援する事業ですが、当市においては、このほか保健・健康づくり、生きがい対策、生活基盤、生活環境の整備等高齢者の生活に関わる全般的な内容としています。

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

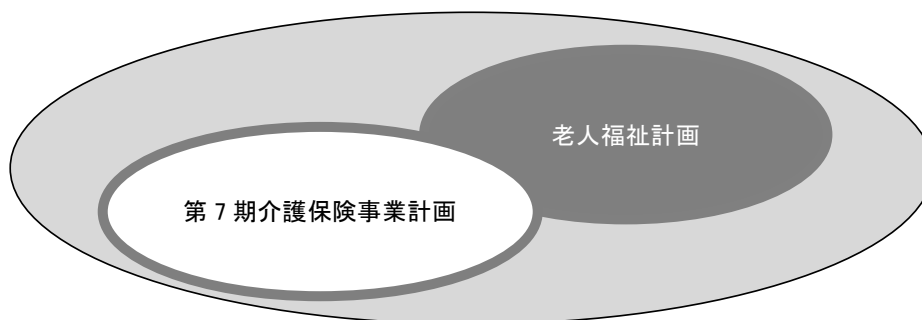
第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 常総市高齢者プラン

常総市高齢者プランは、①第7期介護保険事業計画と②老人福祉計画を一体的に策定し、引き続き高齢者に関わる総合計画としての位置づけを保持するものとします。

また、このプランは、「常総市総合計画」をはじめ、「常総市地域福祉計画」など関連する諸計画と調和を保って策定しています。

常総市高齢者プラン

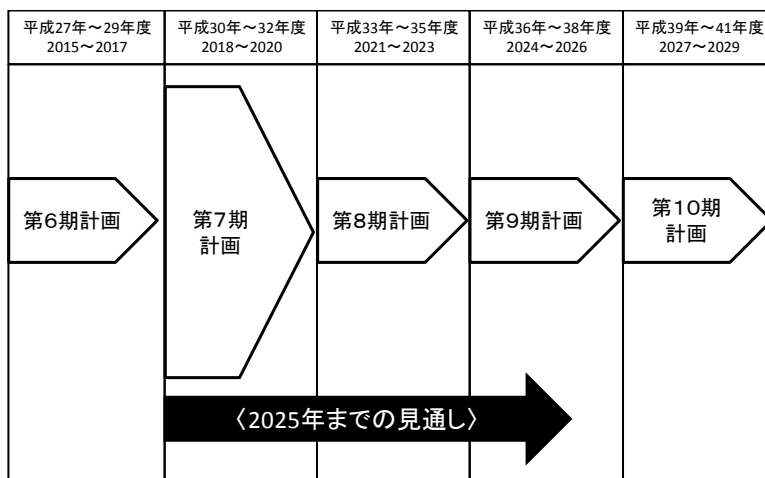


3 計画期間

この計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく第7期介護保険事業計画の一体的な計画であり、計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年です。

第7期計画は、第9期計画の計画期間である平成37（2025）年度を見据えた中長期的視点から、段階的に充実を図る取り組みのスタートとして位置づけます。

また、この計画は平成29年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行い、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画を策定します。



2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

▲
団塊の世代が75歳に

4 計画の策定体制

(1) 策定機関

計画の策定にあたっては、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成された「常総市介護保険事業計画策定委員会兼常総市老人福祉計画検討委員会」を開催し、検討・審議を行いました。

また、介護保険施設サービス量の見込みや目標など広域調整が必要な内容については、茨城県の助言や協力を得ながら進めました。

(2) 住民参加

平成 29 年 1 月に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を行い、一般高齢者や要支援・要介護状態にある高齢者の実態把握を行いました。

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）の実施

計画の策定にあたり、計画案についての市民意見の募集を実施し、幅広く市民の意見を反映するように努めました。

5 介護保険制度改正の概要

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載

・都道府県による市町村に対する支援事業の創設

・財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）

・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）

・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）

・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り，福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため，介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設，前払金の保全措置の義務の対象拡大等）

・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

※平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用,Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

※出展:全国介護保険担当課長会議資料

第2章 高齢者・介護保険事業をめぐる現状

1 高齢者をめぐる現状

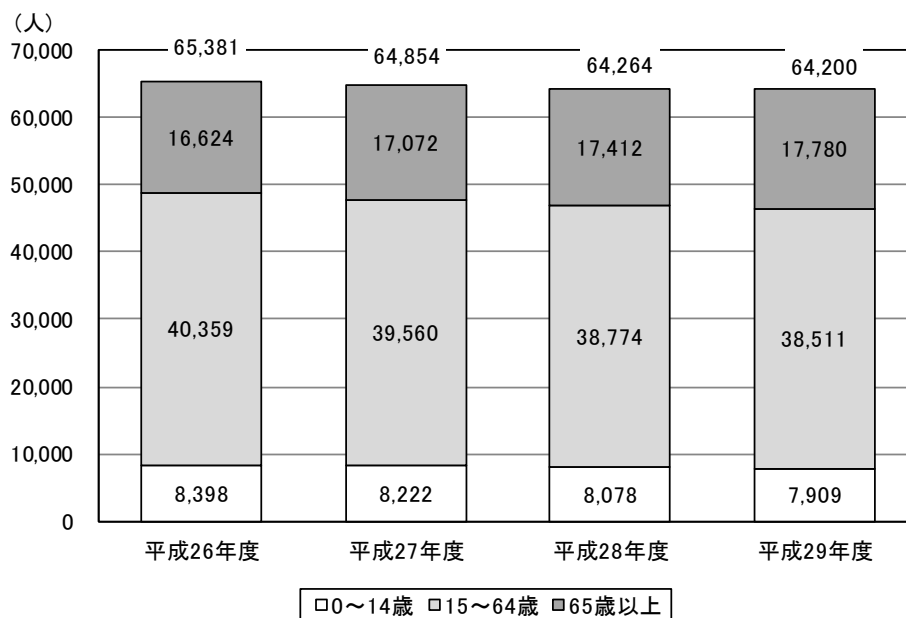
(1) 人口の推移

① 総人口

当市の人口は、減少傾向を示しており、平成26年の65,381人から平成29年の64,200人と1,181人減少しています。

また、人口に占める比率をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は年々減少している一方で、高齢者人口は増加しています。

■人口の推移



■年齢3区分人口の推移

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	65,381	64,854	64,264	64,200
年少人口（0～14歳）	8,398	8,222	8,078	7,909
	12.8%	12.7%	12.6%	12.3%
生産年齢人口（15～64歳）	40,359	39,560	38,774	38,511
	61.7%	61.0%	60.3%	60.0%
高齢者人口（65歳以上）	16,624	17,072	17,412	17,780
	25.4%	26.3%	27.1%	27.7%

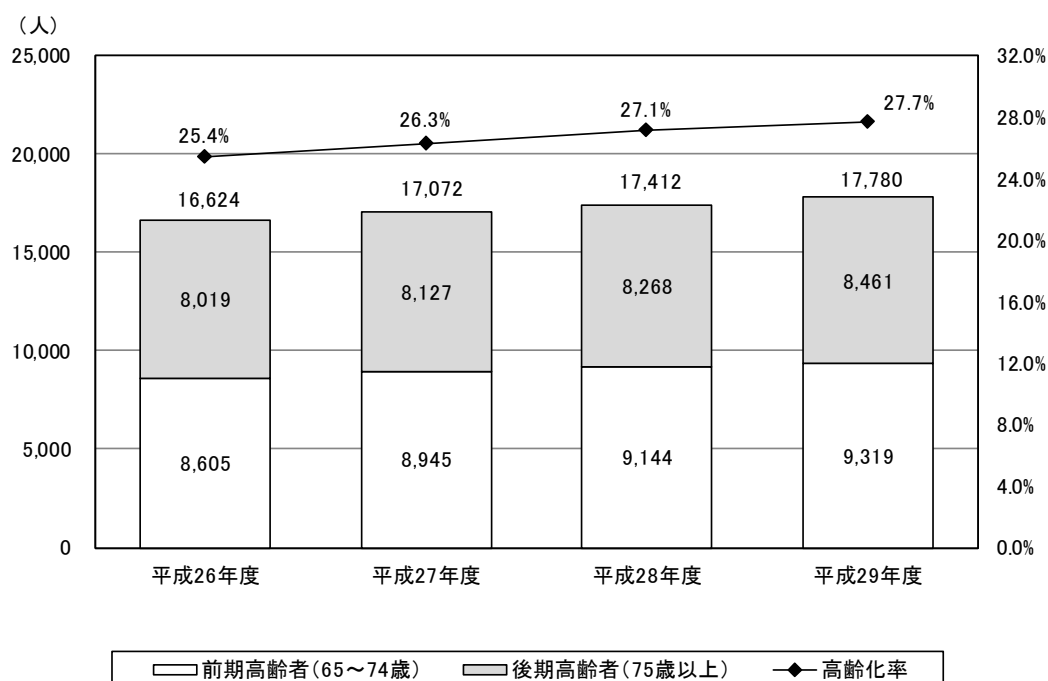
資料：住民基本台帳（各年9月末）

②高齢者人口

高齢者人口は、平成26年の16,624人から、平成29年の17,780人と1,156人増加しています。

前期高齢者は、平成26年の8,605人から平成29年の9,319人と714人増加し、後期高齢者は、平成26年の8,019人から平成29年の8,461人と442人増加しています。

■高齢者人口の推移



■高齢者人口の推移

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	16,624	17,072	17,412	17,780
(高齢化率)	25.4%	26.3%	27.1%	27.7%
65~74歳	8,605	8,945	9,144	9,319
	13.2%	13.8%	14.2%	14.5%
75歳以上	8,019	8,127	8,268	8,461
	12.3%	12.5%	12.9%	13.2%

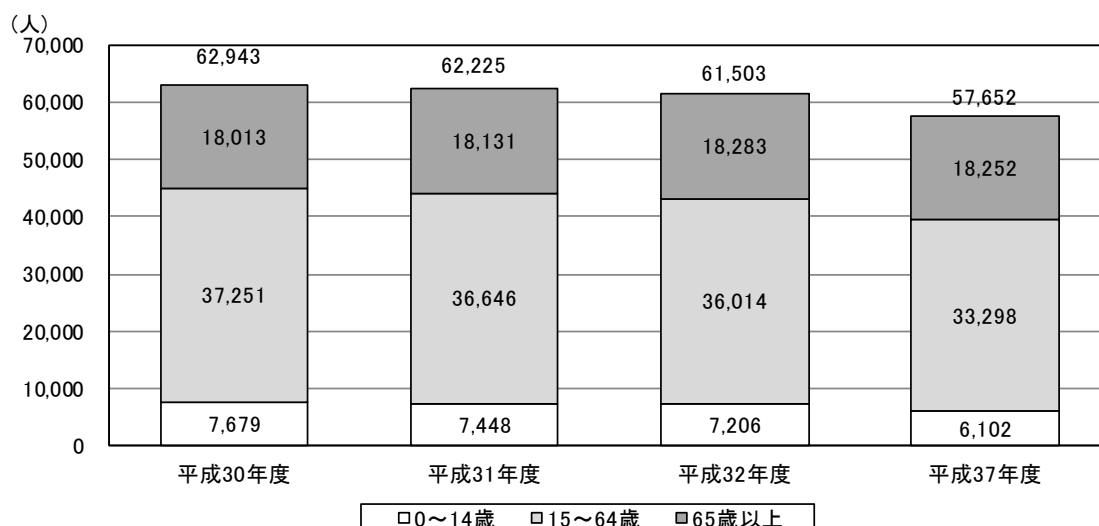
資料：住民基本台帳（各年9月末）

③人口推計

平成 30 年から平成 32 年までの計画期間中の人口推計をみると、総人口は、平成 30 年の 62,943 人から平成 32 年の 61,503 人と 1,440 人の減少が予想されます。

また、団塊の世代の全ての人々が 75 歳をむかえる平成 37 年をみると、平成 30 年と比べ、291 人の減少が予想されます。

■推計人口（年齢3区分）



■年齢3区分人口の推計

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	62,943	62,225	61,503	57,652
年少人口（0～14 歳）	7,679	7,448	7,206	6,102
	12.2%	12.0%	11.7%	10.6%
生産年齢人口（15～64 歳）	37,251	36,646	36,014	33,298
	59.2%	58.9%	58.6%	57.8%
高齢者人口（65 歳以上）	18,013	18,131	18,283	18,252
	28.6%	29.1%	29.7%	31.7%

資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

②高齢者人口推計

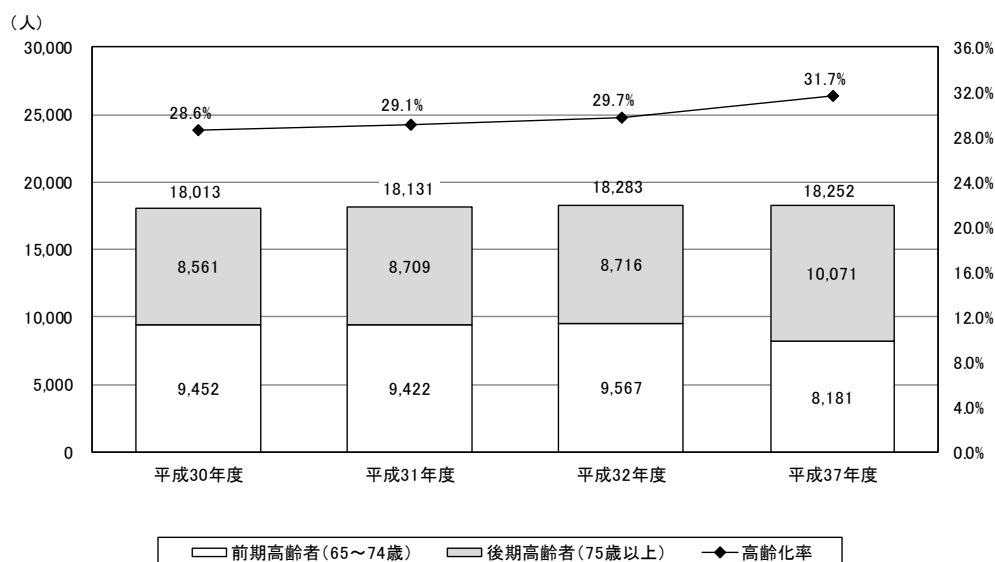
高齢者人口は、平成30年の18,013人から、平成32年の18,283人と270人増加しています。

前期高齢者は、平成30年の9,452人から平成32年の9,567人と115人増加し、後期高齢者は、平成30年の8,561人から平成32年の8,716人と155人増加しています。

また、平成37年をみると、前期高齢者の割合よりも後期高齢者の割合が上回ることが予想されます。

高齢化率をみると、平成30年の28.6%から平成37年の31.7%と3.1ポイント増加しています。

■高齢者推計人口



■高齢者人口の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
高齢者人口	18,013	18,131	18,283	18,252
(高齡化率)	28.6%	29.1%	29.7%	31.7%
65~74歳	9,452	9,422	9,567	8,181
	15.0%	15.1%	15.6%	14.2%
75歳以上	8,561	8,709	8,716	10,071
	13.6%	14.0%	14.2%	17.5%

資料：住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による推計

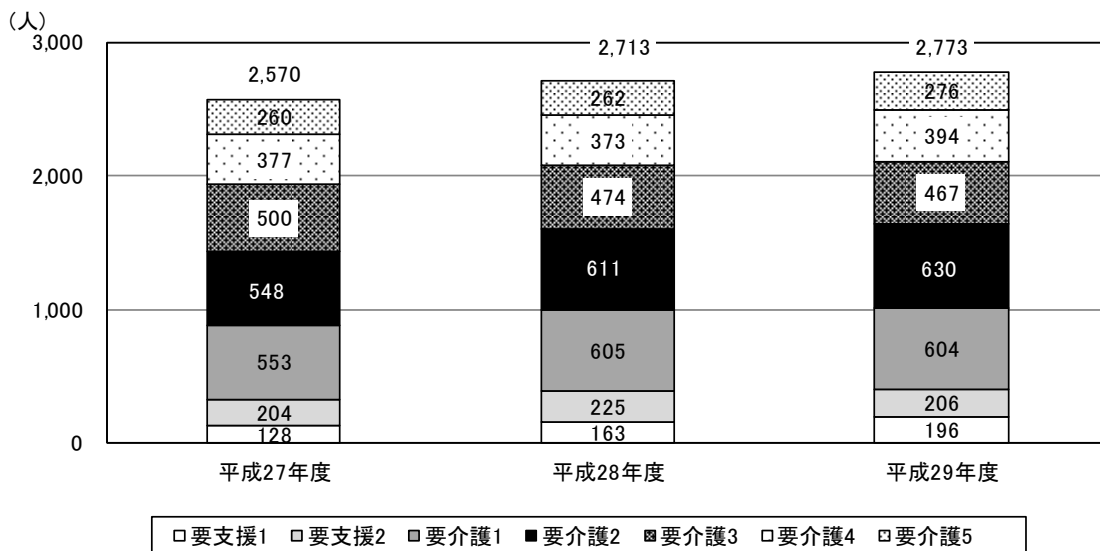
(2) 要支援・要介護者数の推移

①要支援・要介護者数

要支援・要介護者の認定者数をみると、平成27年の2,570人から平成29年の2,773人と203人増加しています。

また、平成27年から平成29年の比較をみると、要介護2の認定者数が82人増加しています。

■要支援・要介護認定者の推移



■要支援・要介護認定者の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	128	163	196
要支援2	204	225	206
要介護1	553	605	604
要介護2	548	611	630
要介護3	500	474	467
要介護4	377	373	394
要介護5	260	262	276
認定者数計	2,570	2,713	2,773
認定率	15.1%	15.6%	15.6%

資料：厚生労働省見える化システム総括表

②要支援・要介護者数の推計

見える化システムから
平成37年までの推計値

(3) 介護保険サービスの利用状況

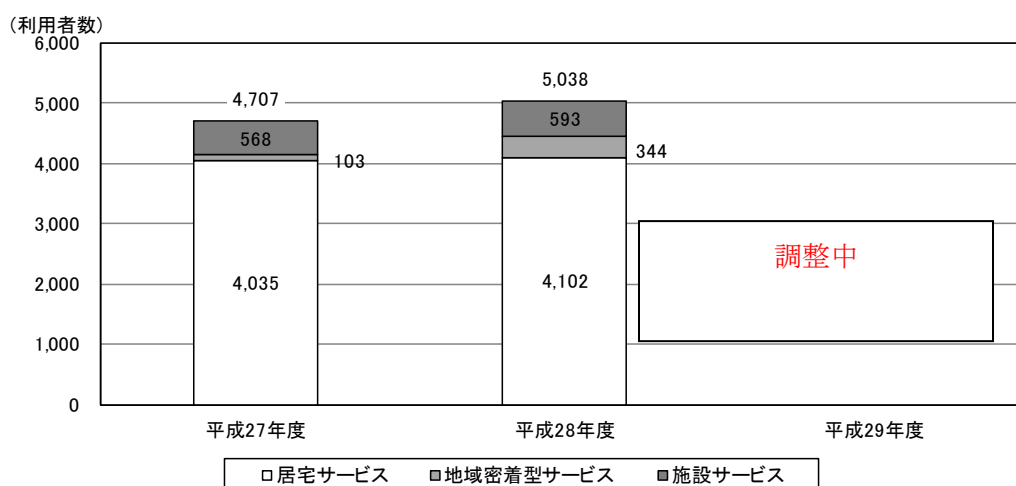
①介護保険サービスの利用者数（介護予防含む）

介護保険サービスの利用件数をみると、居宅サービスは平成27年の4,035件から平成29年の○件と○人増加しています。

地域密着型サービスは平成27年の103件から平成29年の○件と○件増加しています。

施設サービスは平成27年の568人から平成29年の○人と○人増加しています。

■介護サービス利用者数の推移



資料：厚生労働省見える化システム総括表

■介護サービス利用者数

介護サービス	平成27年	平成28年	平成29年
(1)居宅サービス			
訪問介護	234	250	
訪問入浴介護	32	30	
訪問看護	101	98	
訪問リハビリテーション	39	55	
居宅療養管理指導	133	155	
通所介護	675	504	
通所リハビリテーション	246	257	
短期入所生活介護	218	226	
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	23	13	
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	1	2	
福祉用具貸与	668	736	
福祉用具購入費	15	16	
住宅改修費	8	12	
特定施設入居者生活介護	28	26	
居宅介護支援	1,234	1,313	
計	3,654	3,693	
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	
地域密着型通所介護	0	261	
認知症対応型通所介護	3	1	
小規模多機能型居宅介護	0	0	
認知症対応型共同生活介護	99	83	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	
計	102	344	0
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	387	394	
介護老人保健施設	170	189	
介護療養型医療施設	12	10	
計	568	593	0
合計	4,325	4,629	0

調整中

■介護予防サービス利用者数

介護予防サービス	平成27年	平成28年	平成29年
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問介護	25	28	
介護予防訪問入浴介護	0	0	
介護予防訪問看護	6	9	
介護予防訪問リハビリテーション	5	7	
介護予防居宅療養管理指導	5	5	
介護予防通所介護	79	75	
介護予防通所リハビリテーション	37	47	
介護予防短期入所生活介護	4	3	
介護予防短期入所療養介護	0	0	
介護予防福祉用具貸与	44	50	
介護予防福祉用具購入費	1	2	
介護予防住宅改修費	1	3	
介護予防特定施設入居者生活介護	4	6	
介護予防支援	169	175	
計	381	409	0
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	0	
計	1	0	0
合計	382	409	0

調整中

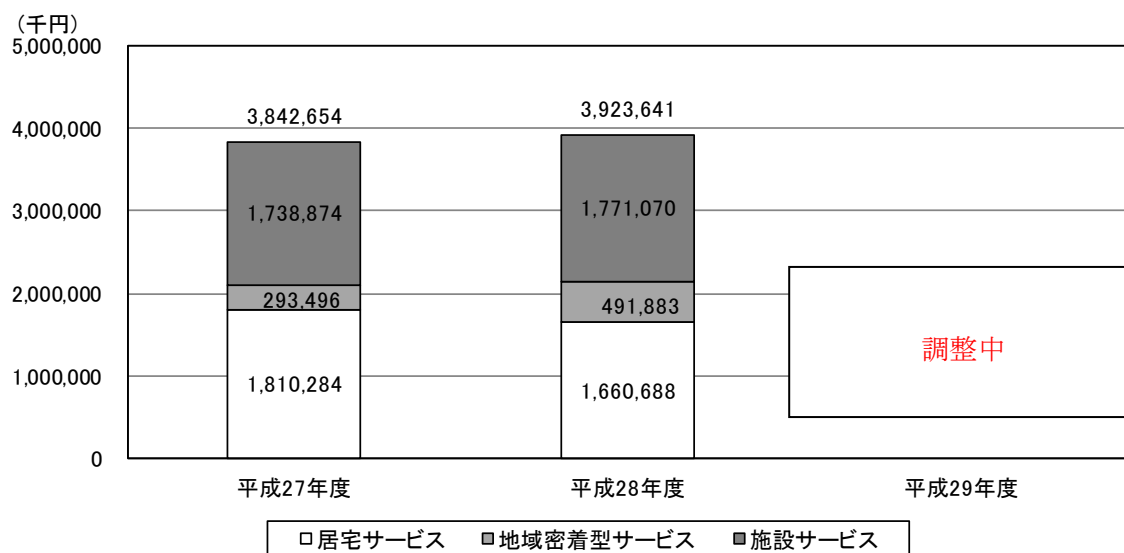
②介護保険サービスの給付費（介護予防含む）

介護保険サービスの給付費をみると、居宅サービスは平成27年の約18億1千万円から平成29年の○円と○円増加しています。

地域密着型サービスは平成27年の約2億9千万円から平成29年の○円と○円増加しています。

施設サービスは平成27年の約17億3千万円から平成29年の○円と○円増加しています。

■介護サービス給付費の推移



資料：厚生労働省見える化システム総括表

■介護サービス給付費

介護サービス	平成27年	平成28年	平成29年
(1)居宅サービス			
訪問介護	142,181	161,722	
訪問入浴介護	18,300	16,852	
訪問看護	54,441	54,907	
訪問リハビリテーション	16,892	22,582	
居宅療養管理指導	18,990	18,892	
通所介護	681,584	532,198	
通所リハビリテーション	237,690	238,603	
短期入所生活介護	299,854	287,473	
短期入所療養介護(老健)	26,370	17,278	
短期入所療養介護(病院等)	1,216	4,805	
福祉用具貸与	106,603	116,453	
福祉用具購入費	5,591	5,813	
住宅改修費	10,980	13,399	
特定施設入居者生活介護	62,901	54,707	
居宅介護支援	50,742	37,944	
計	1,734,336	1,583,628	0
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	
地域密着型通所介護	0	254,563	
夜間対応型訪問介護	0	0	
認知症対応型通所介護	3,264	527	
小規模多機能型居宅介護	0	0	
認知症対応型共同生活介護	286,676	236,793	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	
計	289,939	491,883	0
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	1,150,191	1,141,876	
介護老人保健施設	537,941	591,250	
介護療養型医療施設	50,742	37,944	
計	1,738,874	1,771,070	0
合計	3,763,150	3,846,582	0

調整中

■介護予防サービス給付費

介護予防サービス	平成27年	平成28年	平成29年
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問介護	6,006	5,818	
介護予防訪問入浴介護	0	0	
介護予防訪問看護	1,778	3,341	
介護予防訪問リハビリテーション	1,562	2,722	
介護予防居宅療養管理指導	499	582	
介護予防通所介護	29,156	24,772	
介護予防通所リハビリテーション	15,449	17,488	
介護予防短期入所生活介護	2,667	1,057	
介護予防短期入所療養介護(老健)	47	0	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	
介護予防福祉用具貸与	3,870	3,580	
介護予防福祉用具購入費	415	558	
介護予防住宅改修費	2,134	2,812	
介護予防特定施設入居者生活介護	3,025	4,736	
介護予防支援	9,339	9,596	
計	75,948	77,060	0
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,557	0	
計	3,557	0	0
合計	79,505	77,060	0

調整中

2 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本計画の策定に先立ち、国の示す日常生活圏域ニーズ調査を踏まえ、常総市における要介護認定を受けていない65歳以上の人の高齢者福祉に関する考えや意見、要支援・要介護認定者の生活実態を把握し、市が今後取り組むべき方向性や市に期待されている介護保険施策等の検討・立案に資する目的で実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【調査方法】

平成29年1月5日～平成29年1月29日

【調査対象者】

市内在住の満65歳以上（要介護1～5の方を除く）の方を対象に3,000名を無作為抽出。

②在宅介護実態調査

【調査方法】

平成29年1月5日～平成29年1月29日

【調査対象者】

市内在住の要支援1, 2, 要介護1～5の方を対象に600名を無作為抽出、更新申請訪問時に聞き取り調査を200件。

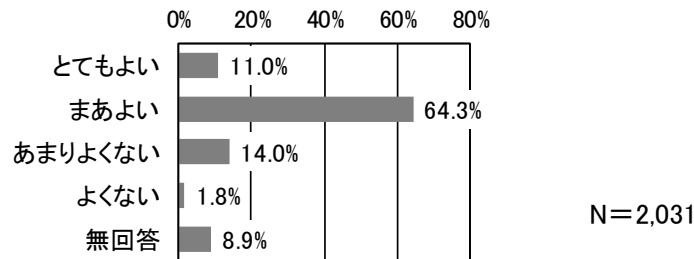
【配布・回収の状況】

	配布数	回収数	回収率
介護予防日常生活圏域ニーズ調査	3,000件	2,032件	67.7%
在宅介護実態調査	800件	618件	77.2%
合計	3,800件	2,650件	69.7%

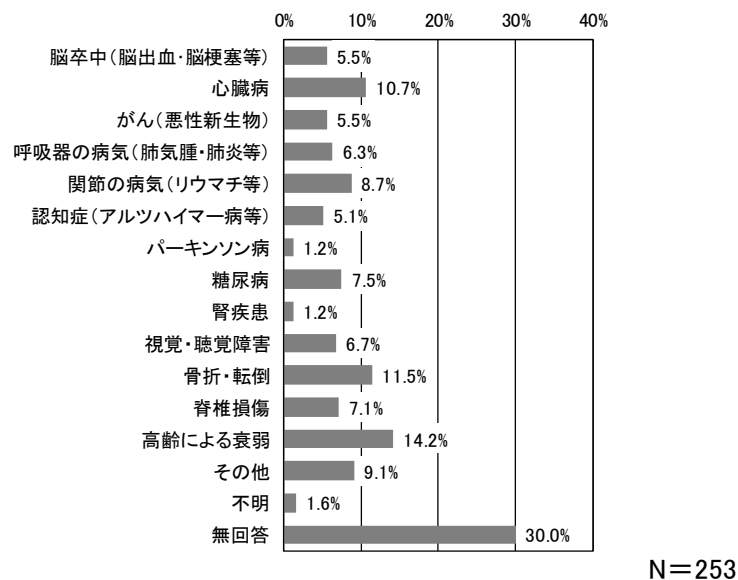
(2) アンケート調査からみる高齢者の実態

①健康について

■健康状態（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

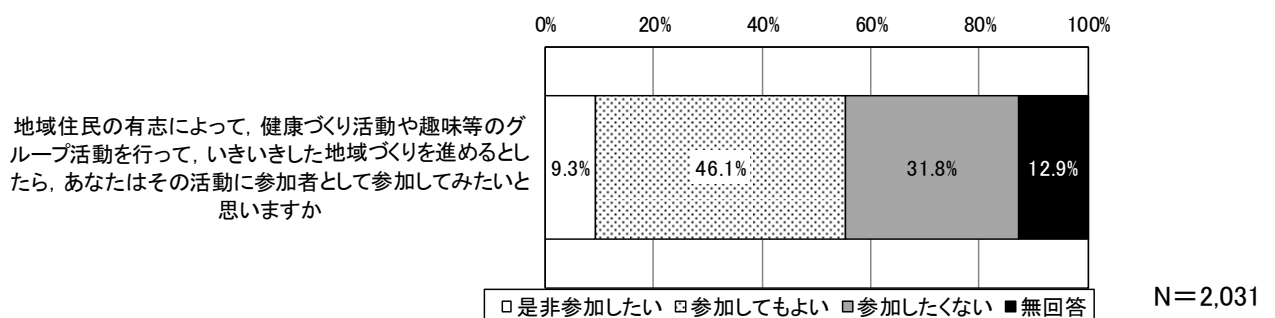


■介護・介助が必要になった原因（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）※複数回答可



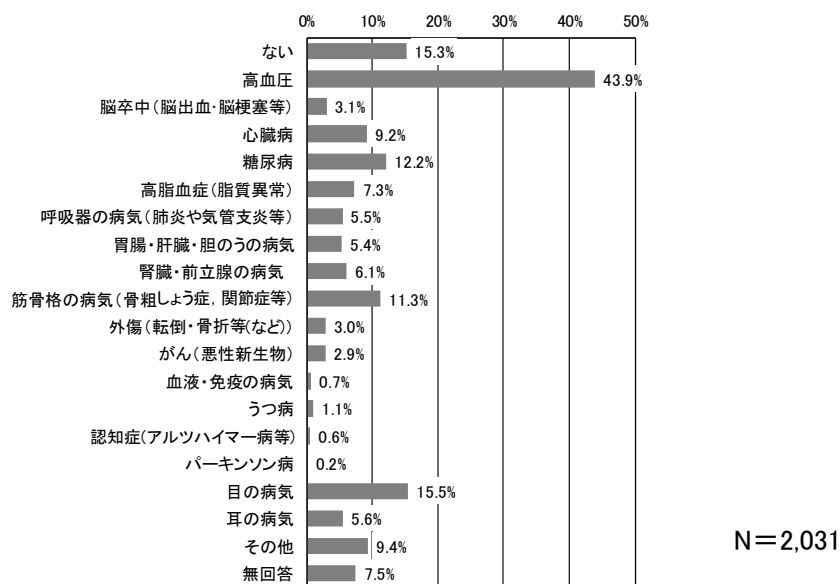
・健康状態について、「あまりよくない」「よくない」の回答を合わせて約15%となっています。また、介護・介助が必要となる主な原因については、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」の回答が多くなっています。

■健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

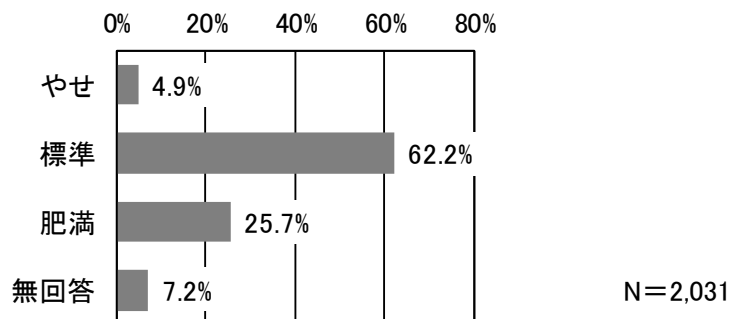


・健康づくり活動への参加について、「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせた回答が5割以上となっています。

■現在治療中の病気（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）※複数回答可



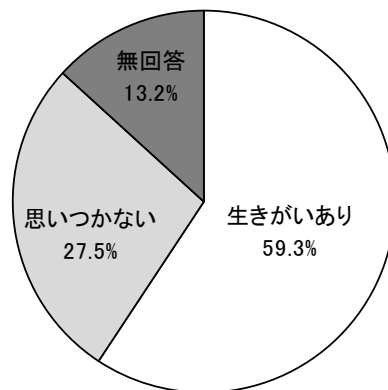
■BMIの状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



・現在治療中の病気について、「高血圧」の回答が4割以上と最も高く、「目の病気」、「糖尿病」などが上位となっています。また、BMIの状況については、「標準」の回答が6割以上と最も高く、「肥満」の回答が2割を超えています。

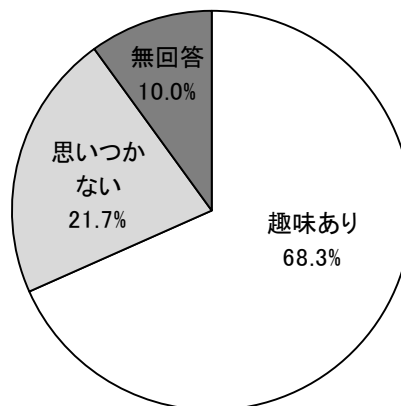
②生きがいづくり・社会活動への参加

■生きがいについて（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



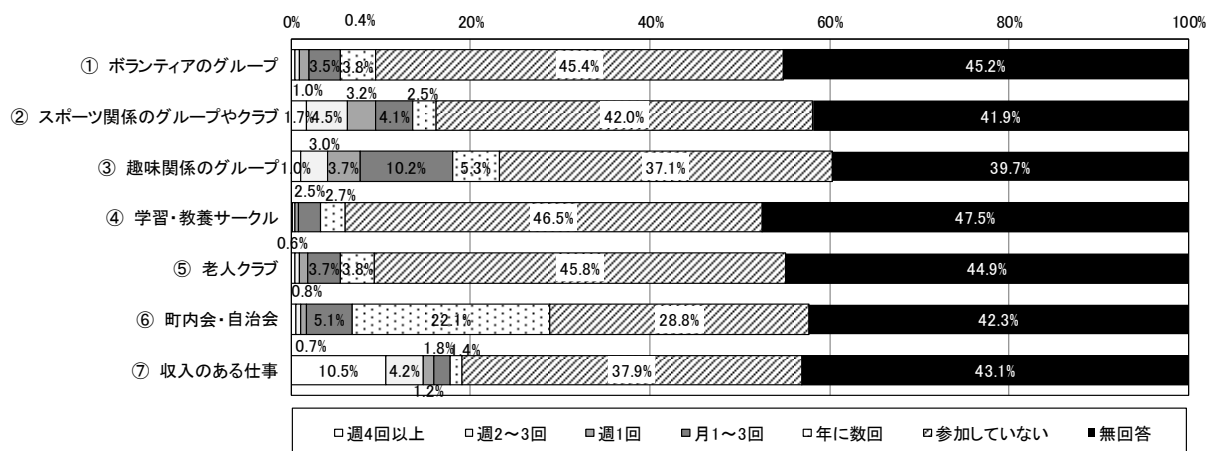
N=2,031

■趣味について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



N=2,031

■地域活動への参加状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

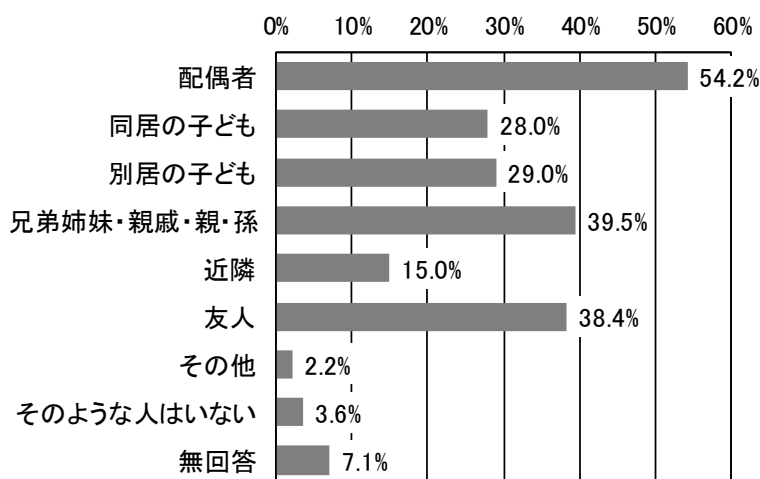


N=2,031

・毎日の生活において、「生きがいあり」の回答は約6割で、「生きがいがない」の回答は約3割となっています。趣味の有無については、「趣味あり」の回答が約7割、「趣味がない」の回答が約2割となっています。また、地域での活動について「どのくらいの頻度で参加しているいますか」の回答では、「参加していない」が多くなっています。

③生活支援体制整備

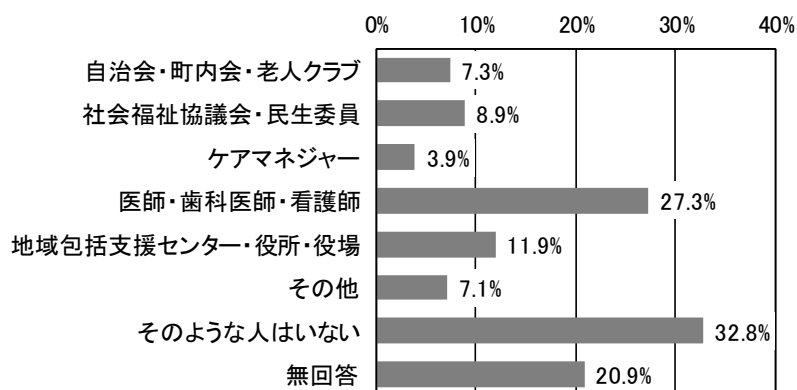
■心配事や愚痴を聞いてくれる人（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）※複数回答可



N=2,031

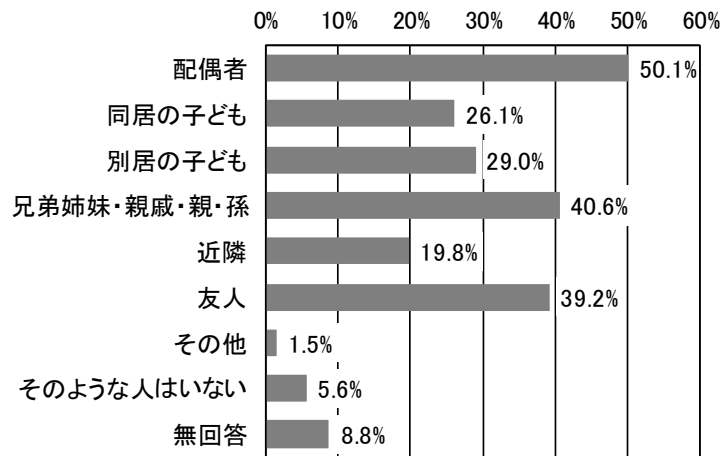
■家族や友人以外で、何かあったときに相談する相手（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

※複数回答可



N=2,031

■心配事や愚痴を聞いてあげる人（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）※複数回答可



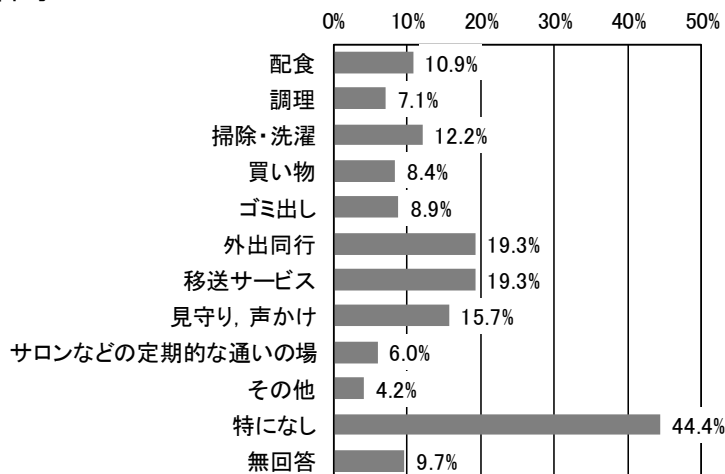
N=2,031

・まわりの人で心配事や愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が約半数を占めており、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が約4割となっています。家族や友人・知人以外での相談相手は「そのような人はいない」が約3割、「医師・歯科医師・看護師」も約3割となっています。また、心配事や愚痴を聞いてあげる人は「配偶者」が約半数を占めており、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が約4割となっています。

④高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実

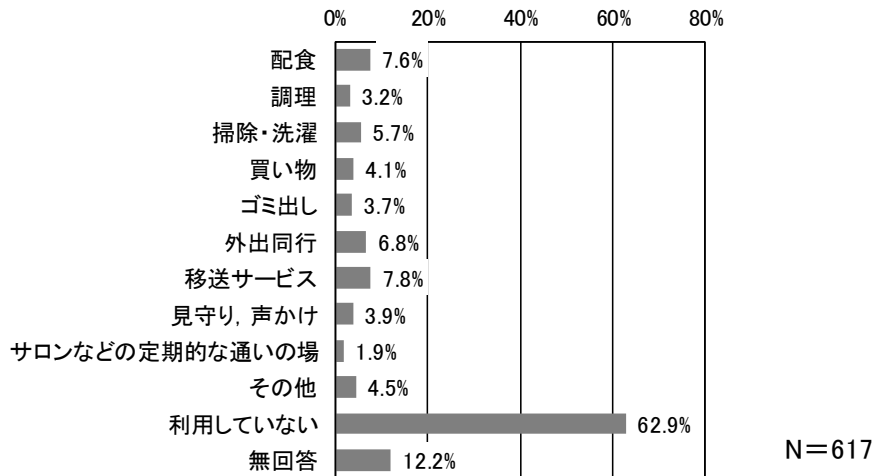
■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて（在宅介護実態調査）

※複数回答可



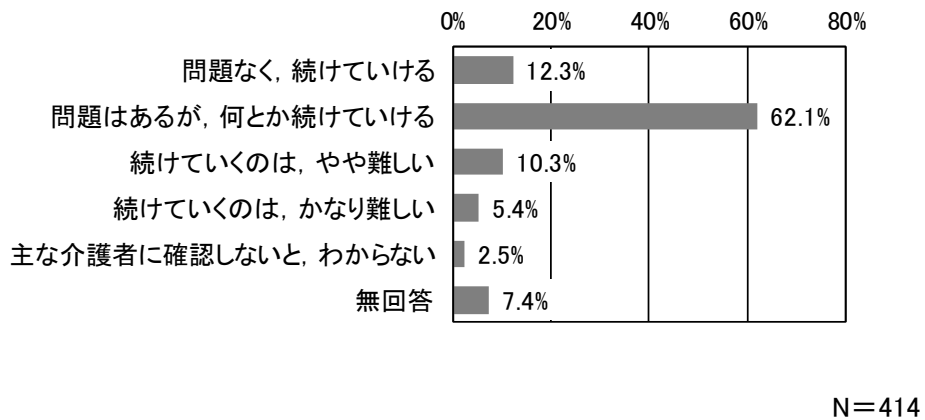
N=617

■介護保険以外の支援・サービスについて（在宅介護実態調査）※複数回答可

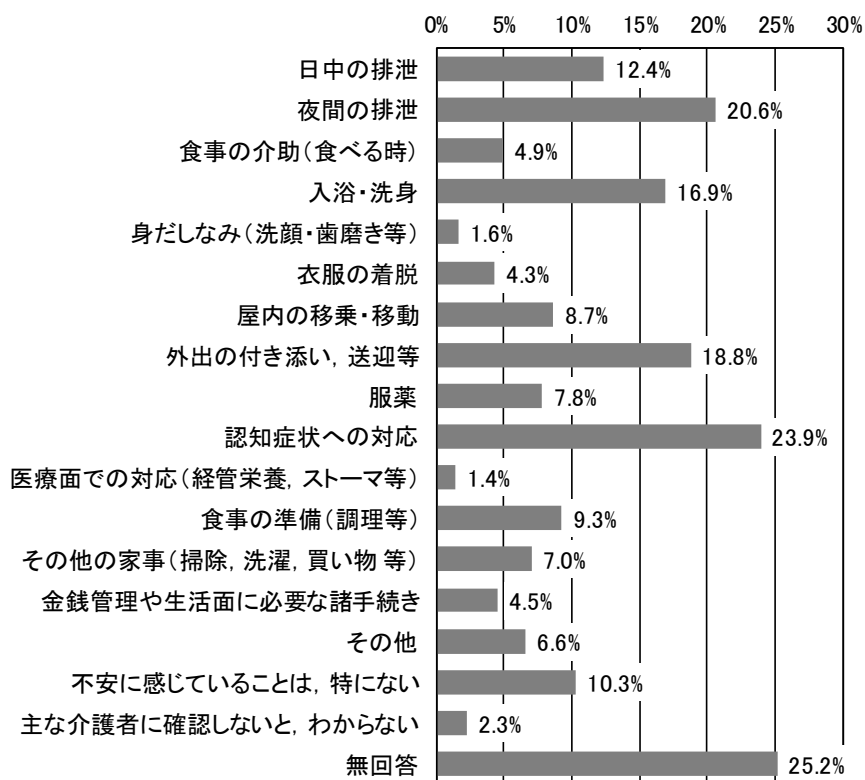


・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行」や「移送サービス」の回答が約2割とやや多くなっています。介護保険以外のサービスについては、大きな差はありませんが「移送サービス」、「配食」の回答がやや多くなっています。

■介護と仕事の両立について（在宅介護実態調査）



■介護者が不安に感じる介護について（在宅介護実態調査）※複数回答可



N=485

・仕事と介護の両立については、「問題はあるが,何とか続けている」が約6割となっています。介護者が不安に感じる介護については「認知症状への対応」,「夜間の排泄」が約2割となっています。

(3) アンケート調査からの課題

①介護予防について

介護・介助が必要となる主な原因について、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」の回答が多くなっています。また、健康づくりや趣味等のグループ活動への参加移行について、「参加してもよい」の回答が多く、高齢者の健康づくりに対する関心度も高いことが伺えます。

今後、高齢者への健康管理や健康（体力）づくりなど、高齢者が集まって運動ができる環境の整備や情報提供の充実を図ることが必要です。

また、介護度について、「要介護1」、「要介護2」と認定されている高齢者が多くなっています。今後、「要支援1」、「要支援2」の方の介護度が、要介護へ移行しないためにも予防施策の充実を図ることが重要です。

今後は健康を感じられるよう、一人ひとりの年齢や状況に応じた健康づくり、定期的な受診（健診）をはじめとする疾病予防の取り組みの充実が課題です。

そして、充実感や社会での役割を実感できるような、一人ひとりの状況に応じた活動機会の増加や、心の問題に対する相談体制の構築が課題です。また、うつ傾向にある方を把握するための仕組みづくりとともに、家庭訪問等の取り組みを積極的に実施していくことが必要です。

②社会活動・ボランティア活動について

生きがいについて、「生きがいが見つからない」の回答は約3割となっています。また、地域での活動への参加については、「参加していない」の回答が約4割となっています。今後、高齢者が生きがいを見つけられるよう地域行事の計画や地域活動の支援を充実させることが重要であるとともに、高齢者が社会参加できるボランティア活動を増加させ、ボランティア活動への参加意欲を向上させるための環境づくりを支援することが重要です。

③住み慣れた地域での暮らしについて

家族や知人以外で何かあったときに相談する相手について「そのような人はいない」の回答が3割以上となっています。

高齢者が病気やトラブルなどで困った時に相談する人（民生委員，ケアマネジャー，医師など）や機関（自治会，医療機関，役所など）の確保を行うことが重要です。さらには，相談窓口の周知を図ることが必要です。

また、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「買い物」，「ゴミだし」，「調理」など，高齢者が必要と感じる支援やサービスを回答が多くなっています。今後，日常生活における困りごとの要因となる可能性があり，買い物やゴミだしなどを支援するボランティアの育成・活動が重要です。

④介護に向けた支援について

介護保険以外の支援やサービスについては，未利用の方が最も多くなっており，また，介護と仕事の両立については半数以上の方が問題を感じつつも何とか続けています。今後は，可能な限り在宅での生活が継続していけるように，地域の様々な主体が連携し，協力しあい，医療・福祉サービスの充実を図るとともに，多様な介護ニーズに対応できるサービスの充実や，介護従事者のスキルアップに向けた支援なども課題となっています。

福祉に関連する必要な情報を手軽に入手できるよう，広報やリーフレットを活用し，それぞれのニーズに沿った情報発信を推進していくことが課題です。

(4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による圏域分析

厚生労働省が運用している「地域包括ケア 見える化システム」において、実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をアップロードすることによって、各リスクの判定を行っています。この資料は、「見える化システム」から算出された各リスクを整理し、グラフにしています。

※地域包括ケア見える化システム：都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。

①総括表

【全体】 (単位:%)

	運動器	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	17.5	7.3	32.1	22.2	44.8	39.8	9.8	33.2
常総市	12.2	4.6	28.9	21.0	42.0	31.1	5.3	30.6
水海道中学校地区	11.3	4.7	25.1	20.7	42.1	35.7	3.7	30.4
鬼怒中学校地区	13.0	5.1	25.1	18.6	42.1	29.4	5.6	32.6
水海道西中学校北地区	11.8	7.0	30.3	23.8	42.0	27.7	6.0	24.0
水海道西中学校南地区	12.2	6.2	30.4	22.7	47.5	30.1	5.4	31.6
石下中学校地区	13.3	3.5	29.9	20.9	37.2	28.3	5.9	30.1
石下西中学校地区	11.9	2.7	33.9	21.7	42.6	32.0	6.4	34.3

【男性】 (単位:%)

	運動器	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	5.3	2.2	14.0	8.4	18.7	16.5	4.3	13.4
常総市	3.4	1.7	13.7	8.5	18.6	13.2	2.5	12.8
水海道中学校地区	2.6	2.1	11.3	8.7	17.1	16.4	1.4	12.7
鬼怒中学校地区	3.7	2.7	12.3	5.8	20.5	12.7	1.9	12.7
水海道西中学校北地区	3.5	2.6	16.5	11.3	22.1	13.0	3.8	11.1
水海道西中学校南地区	4.3	2.1	12.7	9.3	20.7	13.3	2.6	14.5
石下中学校地区	3.1	1.1	14.2	6.8	15.2	9.7	2.9	9.9
石下西中学校地区	3.3	0.7	17.1	9.6	18.9	13.1	2.7	15.7

【女性】 (単位:%)

	運動器	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
国平均	12.2	5.1	18.1	13.8	26.2	23.3	5.5	19.8
常総市	8.8	2.9	15.2	12.5	23.4	17.9	2.8	17.8
水海道中学校地区	8.7	2.6	13.8	12.0	25.0	19.3	2.3	17.7
鬼怒中学校地区	9.3	2.4	12.8	12.8	21.6	16.7	3.7	19.9
水海道西中学校北地区	8.3	4.4	13.8	12.5	19.9	14.7	2.2	12.9
水海道西中学校南地区	7.9	4.1	17.7	13.4	26.8	16.8	2.8	17.1
石下中学校地区	10.2	2.4	15.7	14.1	22.0	18.6	3.0	20.2
石下西中学校地区	8.6	2.0	16.8	12.1	23.7	18.9	3.7	18.6

②圏域の特徴

水海道中学校区

うつリスクのみ圏域中最も高くなっています。しかし、運動器リスク、IADL 判定は圏域中最も低くなっており、閉じこもりリスク、転倒リスクに関しても低い傾向がでています。全体的にみると、注意が必要な項目と健康状態を保っている高齢者の割合において差がある圏域といえます。

鬼怒中学校区

突出して高い割合の項目はありませんが、運動器リスク、転倒リスクは、圏域中2番目に高い数値がでています。また、閉じこもりリスクは圏域中最も低くなっており、咀嚼機能リスク、うつリスクも低い傾向がでています。

水海道西中学校北地区（豊岡・菅原・大花羽）

栄養改善リスク、閉じこもりリスクが圏域中最も高くなっており、IADL 判定に関しても2番目に高くなっています。しかし、うつリスク、転倒リスクに関しては圏域中最も低い数値となっており、認知症リスクに関しても低い傾向にあります。

水海道西中学校南地区（坂手・内守谷・菅生）

認知症リスクのみ圏域中最も高くなっています。しかし、栄養改善リスク、閉じこもりリスクに関しても圏域中2番目に高くなっています。また、IADL 判定に関しては圏域中2番目に低い傾向がでています。

石下中学校区

運動器リスクのみ圏域中最も高くなっています。認知症リスクは圏域中最も低くなっており、栄養改善リスク、うつリスク、転倒リスクに関しても2番目に低い傾向となっています。全体的にみると、元気な高齢者が多い圏域といえます。

石下西中学校区

咀嚼機能リスク、IADL 判定、転倒リスクが圏域中最も高くなっています。また、栄養改善

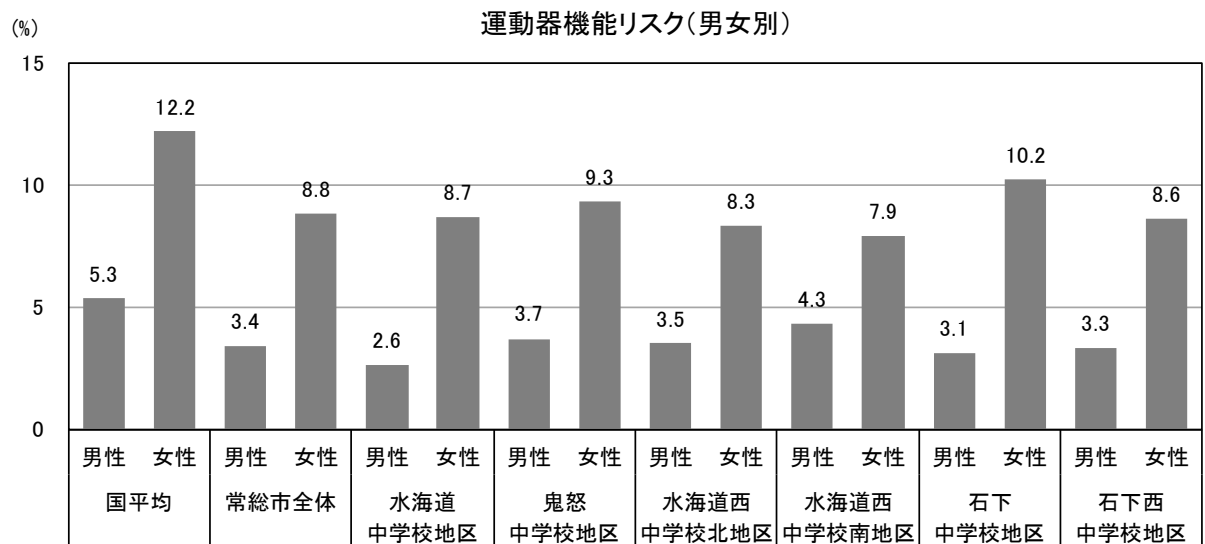
リスクでは、圏域中最も低くなっており、注意が必要な項目と元気な高齢者の割合との差がある圏域といえます。

③常総市と国平均の比較

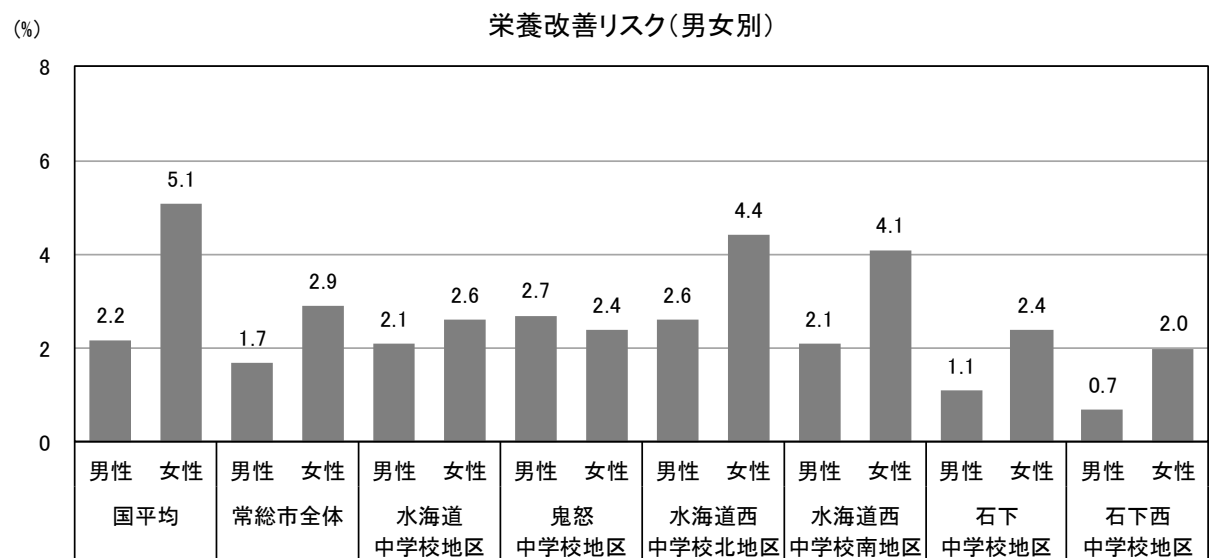
全ての項目において、国平均の数値を下回っています。特に、うつリスクでは国平均と比較すると8ポイント以上低くなっており、運動器リスクでも5ポイント以上低くなっています。また、閉じこもりリスク、認知症リスクに関しては、やや注意が必要であるといえます。

④各リスクによる圏域の状況

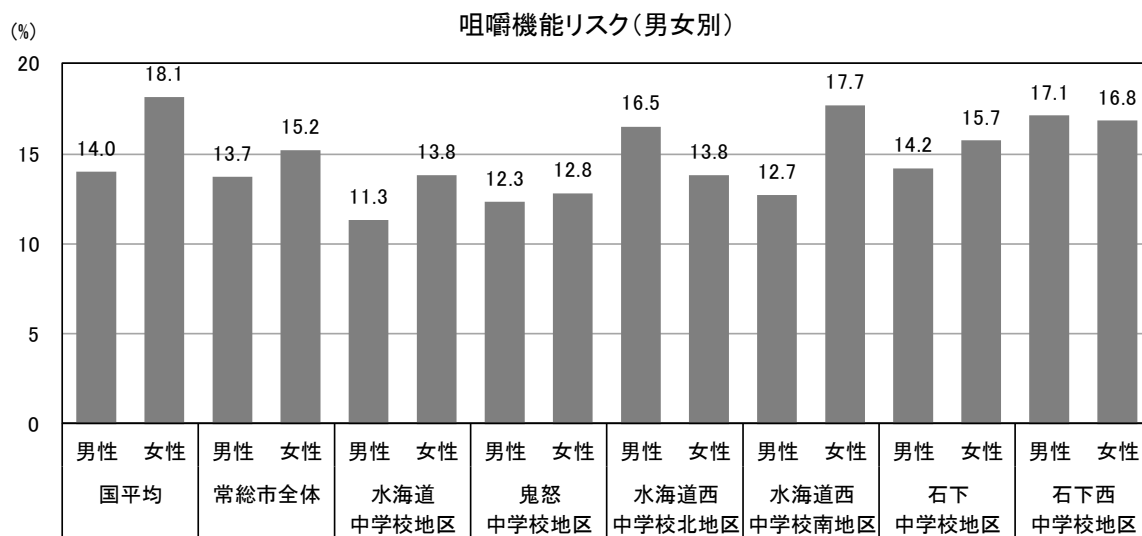
○運動器機能リスク



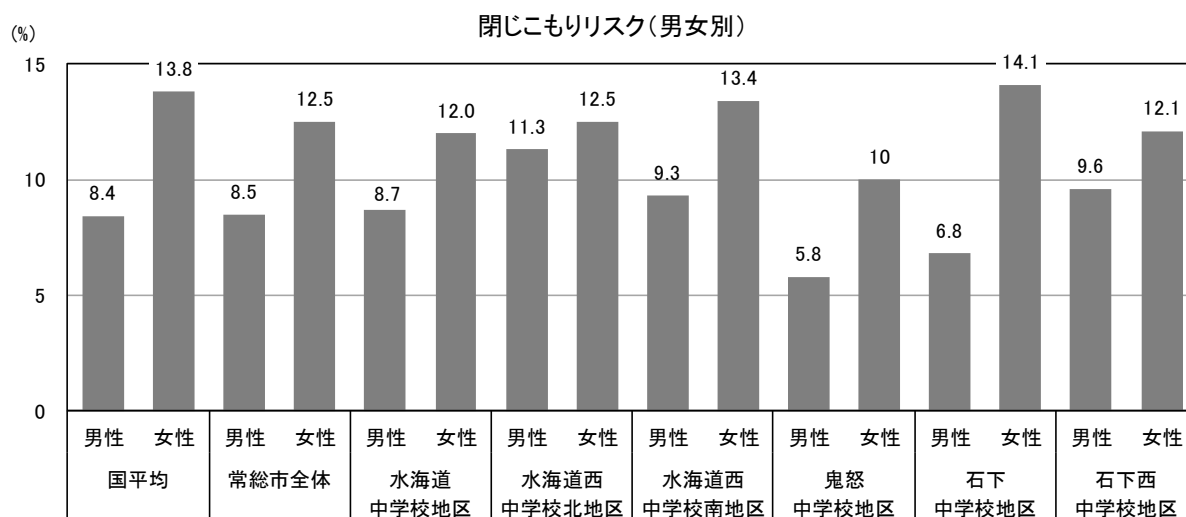
○栄養改善リスク



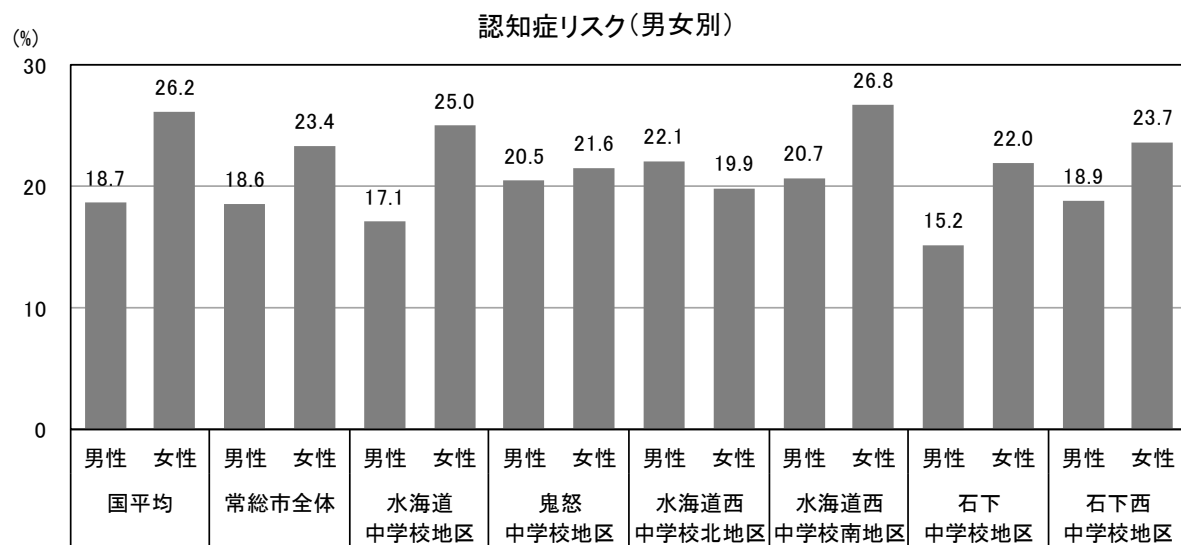
そしやく
○咀嚼機能リスク



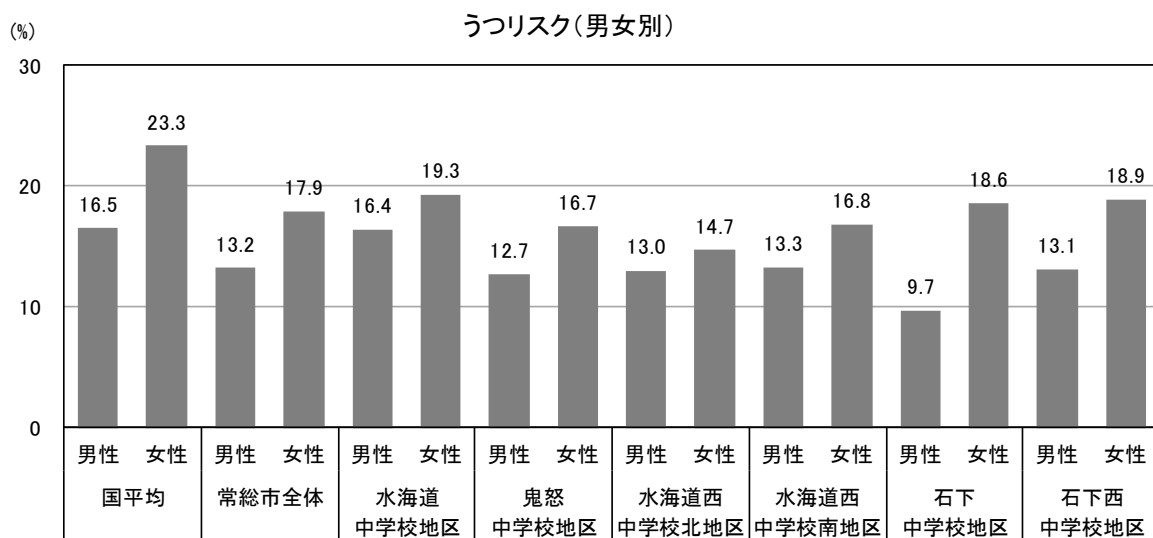
○閉じこもりリスク



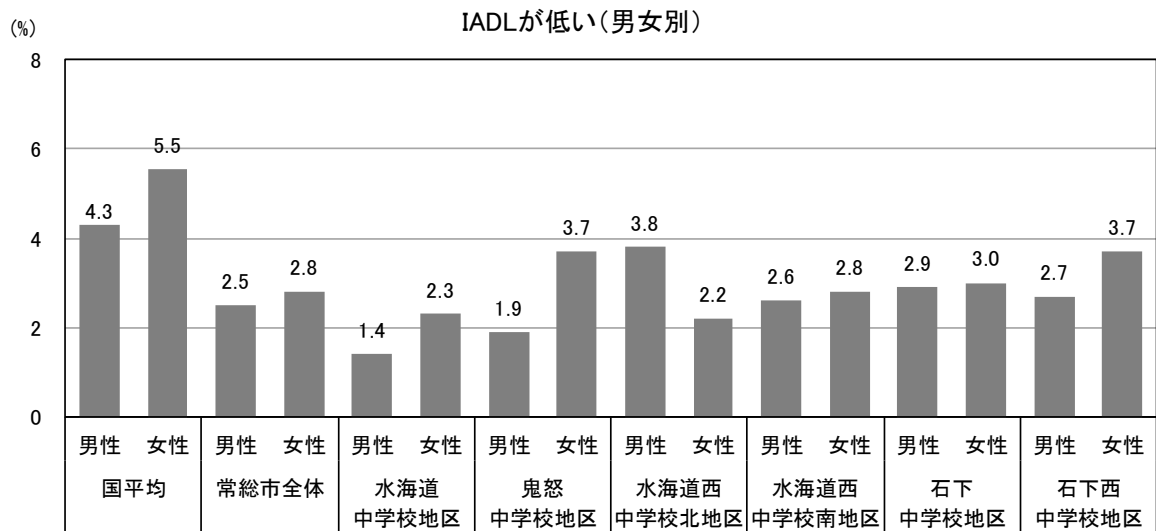
○認知症リスク



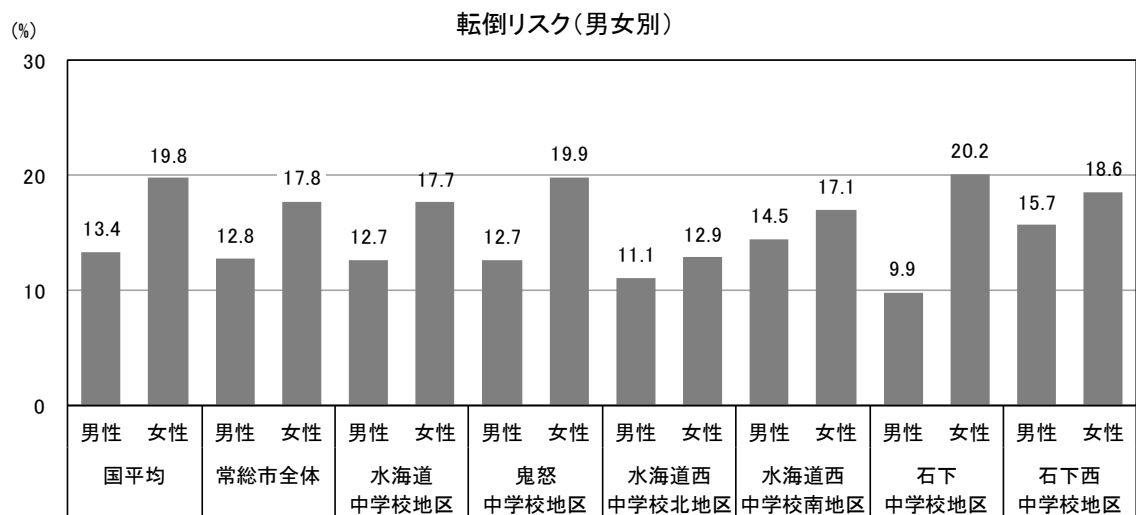
○うつリスク



○IADL が低い高齢者



○転倒リスク



第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

(1) 憲法第25条・第13条の理念

憲法第25条は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しています。今日では、社会福祉、なかでも高齢者や障がい者を対象とした福祉を推進するためには、この第25条の実現を基礎として、第13条に規定する「個人としての尊重」「幸福追求権」を骨格に据えた展開が求められています。

介護保険法及び老人福祉法による計画には、本来こうした憲法理念の実現をめざすことが求められています。

(2) 介護保険法の理念

介護保険法第1条「目的」では、要介護者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係わる給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けるとしています。

介護保険制度は、介護を社会的に支える仕組みをつくと同時に、「在宅重視」を基本に、要介護者等の自立支援をとおして「生活の質」の向上をめざすものといえます。

(3) 常総市における理念

安心していきいきと暮らせる支え合いのまちづくり

高齢者の尊厳を保持し、自立を支援する介護保険全体を貫く理念を実現して、認知症や介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。

その人なりの環境にあわせて地域の支え合い活動や社会的活動に自主的に参加し、あたたかい地域づくりを推進します。

介護が必要な状態になることを予防し、だれもが健康長寿をよるこべるまちづくりを推進します。

支援を必要とする人の家族の営みを見守り、地域で支え合いの輪をつくります。

2 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的としつつ、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することを目指す、包括的な支援・サービス提供体制のことです。

地域包括ケアシステムの推進に向けては、医療と介護の連携推進、介護サービスの充実強化、予防の推進、見守りや権利擁護、住まいのバリアフリー化など、さまざまな視点での取り組みが、包括的・継続的に行われることが必須となります。

高齢者の多くは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を続けたいという希望を持っており、生活の場をできる限り変えることなく、住み慣れた地域で、必要なサービスを受けられる体制をより推進していくことが必要です。

団塊の世代が75歳となる平成37年を見据え、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの各種取り組みを推進します。

(1) 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、健康が何より重要となります。高齢者の生きがい活動や介護予防事業の充実を図るとともに、高齢期の健康に対する意識を高める取組を推進していくことが必要とされており、生きがいづくりや健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、社会活動への参加促進等を通じて、高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で元気で暮らせるように支援していきます。

(2) 生活支援サービスの充実

高齢になっても、地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護サービスだけでなく、相談、見守り、権利擁護等の在宅生活を継続するための日常的な生活支援の充実が必要とされています。このため、ひとり暮らし高齢者への支援や高齢者への虐待防止、権利擁護の推進、家族介護者支援の充実等行政が実施するサービスの充実を図るとともに、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築していきます。

(3) 介護サービスの充実

介護サービスは高齢者の生活を支える基幹制度として地域に定着してきましたが、平成37年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの推進に向けて、さらなる充実が必要とされています。認知症があっても、要介護・要支援状態となっても、高齢者が地域で安心して暮らすことができるように、居宅サービスや地域密着型サービスの円滑な提供を図ります。また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成・支援やサービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、介護家族の負担を軽減するために、家族支援の充実も図ります。

(4) 医療との連携強化

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や在宅で医療的ケアを受けている要介護認定者への支援など、在宅医療の果たす役割はますます重要になっています。国は効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のために、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革を実施しています。このような動向を踏まえ、本市でも、県や医師会との連携を図るとともに、地域における在宅医療・介護連携の推進や、認知症理解と予防の推進、認知症本人支援の充実を図っていきます。

(5) 住まいと生活環境の確保

高齢者が地域で生活するための基盤となるのは、安心して暮らせる住まいの存在です。高齢者が必要とする多様な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることは、地域包括ケアシステムの前提となります。このため、生活環境の整備や交通安全対策、防災・防犯対策等高齢者が暮らしやすい地域づくりに努めます。

3 基本目標

計画の理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定して、施策の体系を組み立てて、事業推進を図ります。

基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

4 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

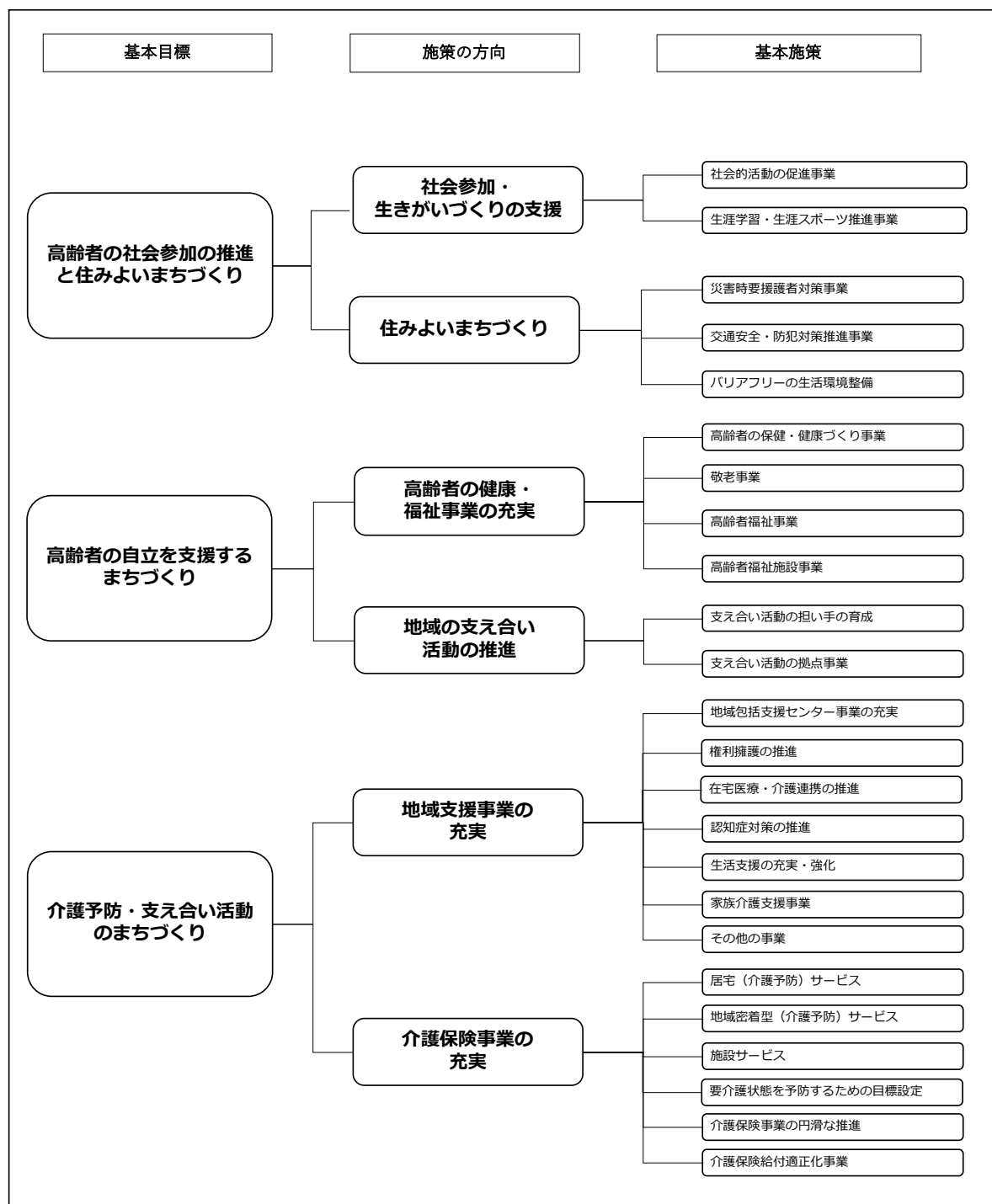
要介護高齢者等が日常的に生活している身近な地域で、包括的な地域ケア体制を構築するために、地理的条件、人口、交通事情に加えて介護サービスの施設や事業所の設置状況などを考慮して、「日常生活圏域」を設定しています。（厚生労働大臣「基本指針」）

当市では、日常生活圏域を「水海道中学校区」、「鬼怒中学校区」、「水海道西中学校北地区」、「水海道西中学校南地区」、「石下中学校区」、「石下西中学校区」の6圏域とし、身近な地域での多様なサービス提供に引き続き、努めていきます。

(2) 日常生活圏域の概況

	水海道 中学校区	鬼怒 中学校区	水海道西 中学校北地区	水海道西 中学校南地区	石下 中学校区	石下西 中学校区
人口	13,478	6,367	10,163	9,814	12,401	11,967
高齢者数	3,988	2,047	3,152	2,468	3,275	2,852
前期高齢者	1,982	1,042	1,623	1,417	1,690	1,566
後期高齢者	2,006	1,005	1,529	1,051	1,585	1,286
高齢化率	29.6%	32.2%	31.0%	25.1%	26.4%	23.8%
認定者数	692	358	491	367	513	422
認定率	17.4%	17.5%	15.6%	14.9%	15.7%	14.8%
居宅介護支援 事業所	3	2	6	1	4	1
認知症対応型 共同生活介護	1	1	3	0	0	3
介護老人福祉 施設	1	1	2	1	1	1
介護老人保健 施設	0	0	1	1	0	0
介護療養型 医療施設	0	0	1	0	0	0

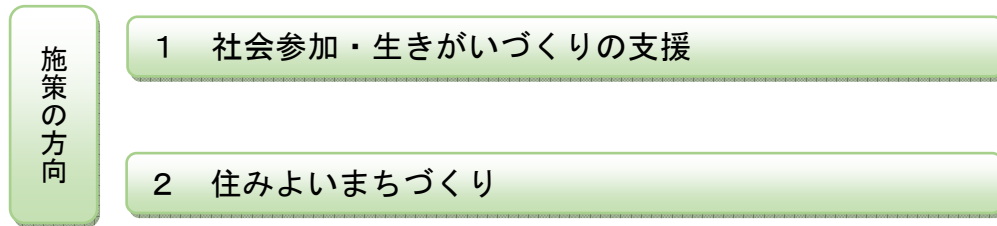
5 施策の一覧



第4章 施策の展開

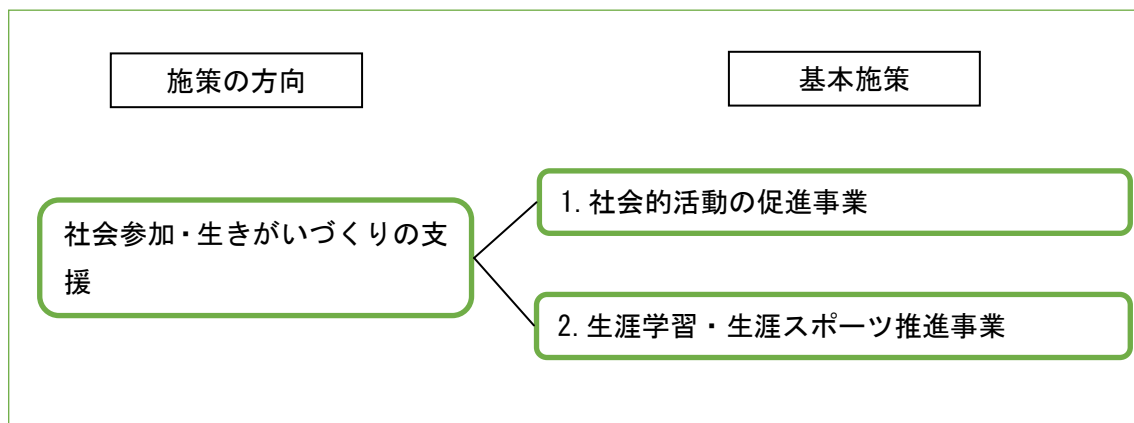
基本目標1 高齢者の社会参加の促進と住みよいまちづくり

高齢者の就労をはじめとした社会的活動、生涯学習事業の振興を図り、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援します。また、交通事故防止や災害時支援対策等を推進し、住みよい地域環境の整備を図ります。



施策の方向1 社会参加・生きがいづくりの支援

- ①シルバー人材センター事業など高齢者の就労意欲に対応して事業促進を図ります。
- ②高齢者の知識と経験をできるだけ活用して社会的活動の機会の拡大を図ります。
- ③高齢者対象の生涯学習事業・生涯スポーツ事業の振興を図ります。



1-1-1. 社会的活動の促進事業

シルバー人材センター事業やシルバークラブの活動は、高齢者の社会参加、自らの生きがい活動の場として、重要な位置を占めており、今後も、事業を継続します。

また、教育・保育施設等での世代間交流事業は高齢者の生きがいを向上させると共に、子どもの健全育成の視点から今後も支援していきます。

①シルバー人材センターの運営費補助事業

○元気な高齢者が労働意欲を持ち、社会参加をすることにより福祉の増進を図るため、シルバー人材センターの運営に寄与します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
会員数	人	404	387	380 (見込)	400	410	430
受注件数	件	2,855	2,892	2,800 (見込)	2,900	2,950	3,000
受注金額	千円	184,944	195,965	185,480	190,000	195,000	200,000

②シルバークラブ活動等社会活動促進事業

○シルバークラブ旧市町連合会及び単位クラブへ補助金を交付し、明るく豊かな高齢化社会の形成と福祉の増進を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
クラブ数	クラブ	54	53	49	50	50	50

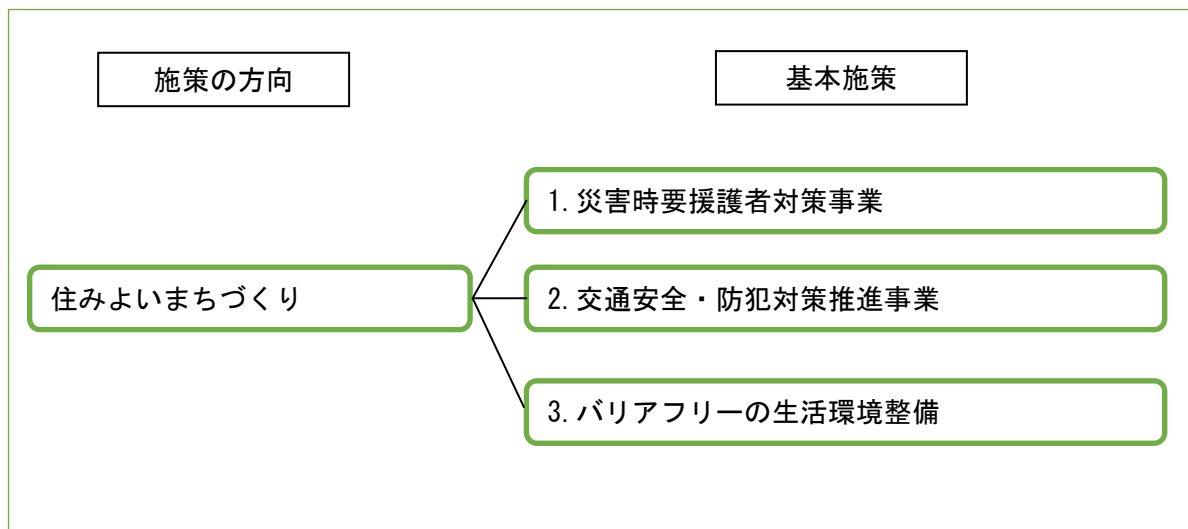
1-1-2. 生涯学習・生涯スポーツ推進事業

高齢者のニーズに対応して文化的活動やスポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習事業を公民館や市内社会体育施設並びに公園等において推進します。

また、「常総市スポーツ推進計画」により、市民の誰もが、その年齢や体力、関心、適性等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、健康で明るく活気に満ちた生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指します。

施策の方向2 住みよいまちづくり

- ①交通事故や災害，犯罪の危険に高齢者があわないようにすると共に，都市・居住環境の整備を図ります。
- ②障害者プランの推進により，バリアフリーの生活環境の整備を図ります。



1-2-1. 災害時要援護者対策事業

①避難行動要支援者対策の推進（防災危機管理課）

○災害が発生，または発生のおそれがある生じた場合，地域防災計画により要配慮者対策を行うため，避難行動要支援者名簿や個別計画の作成，避難支援等関係者の協力体制の構築を図ります。

1-2-2. 交通安全・防犯対策推進事業

①交通安全指導・教育の推進（生活環境課）

○シルバークラブや保育所・幼稚園等における高齢者・児童に対する交通安全教室を開催し，交通安全教育，指導を実施します。

②高齢者運転免許証自主返納支援事業

○平成30年1月1日より，自主的に運転免許証を返納した高齢者に対し，申請により1回限り，予約型乗合交通「ふれあい号」の利用券2万円分を交付します。

③消費者生活センター相談事業（商工観光課）

○専門の相談員を2名配置し，消費生活全般に関する苦情や問い合わせ，相談業務を行っており，消費者被害の未然防止と被害の早期発見・救済への取り組み，高齢者等に対する被害防止対策を進めます。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
窓口開設日数	件数	192	192	240 (予定)	240	240	240

1-2-3. バリアフリーの生活環境整備

①公共施設などの整備（財政課）

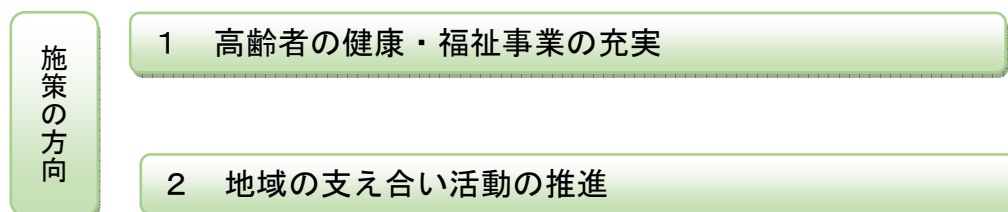
○常総市障害者プランに基づき，市民の利用機会が多い公共施設等のバリアフリーのまちづくりを推進します。

②予約型乗合交通ふれあい号の運行事業（行政経営課）

○高齢者を含めて市民が安全で安心に移動できる交通手段を確保するため、常総市予約型乗合交通ふれあい号の運行を行っています。

基本目標2 高齢者の自立を支援するまちづくり

高齢者の健康づくり・医療・福祉事業の充実と相互連携を推進します。また、高齢者や要介護者等の地域における支え合い活動への参加を促進します。

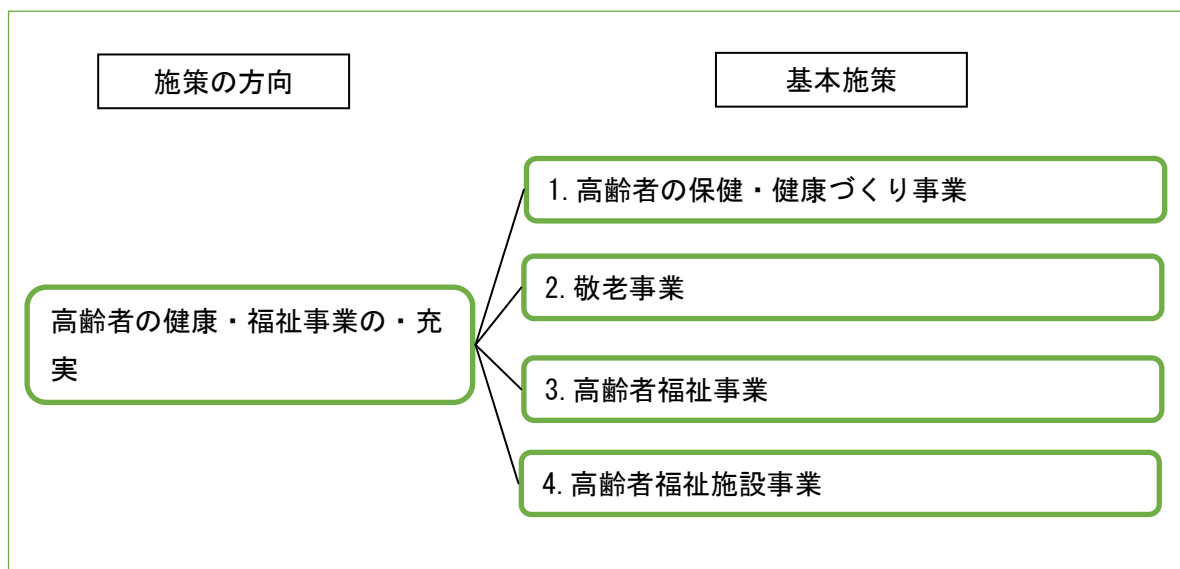


施策の方向1 高齢者の健康・福祉事業の充実

高齢者の医療については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度により医療の確保が図られています（注）。75歳未満の方で医療保険加入者に対しては、主にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策として、特定健康診査・特定保健指導が実施されており、当市の国民健康保険では第3期「特定健康診査等実施計画」及び第2期「国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」により、健康づくり事業を推進しています。

（注）後期高齢者医療制度：75歳以上の方と65歳以上74歳以下で一定の障がいがあると認められた方を被保険者とする医療保険制度で、茨城県後期高齢者医療制度広域連合が運営しています。

- ①高血圧や糖尿病等生活習慣病を予防する事業を推進すると共に、高齢者の健康の維持・増進に向けて健康づくり事業を充実します。
- ②低所得の高齢者のための福祉事業・福祉施設の充実を図ります。



2-1-1. 高齢者の保健・健康づくり事業

①特定健康診査・特定保健指導（健康保険課）

○特定健康診査：40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。

○特定保健指導：特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍等の方が、身体の状態や生活習慣の改善の必要性を理解し、自己管理ができるよう支援します。

○後期高齢者医療制度加入者を対象に、高齢者健康診査を実施します。

②ドック検診事業（健康保険課）

○国民健康保険の加入者の（30歳～74歳）と、後期高齢者医療制度加入者（75歳以上）を対象に、人間ドック・脳ドック検診費用を助成します。

2-1-2. 敬老事業

①敬老祝金給付事業

○高齢者（77歳・88歳・99歳）に敬老祝金を支給して敬老の意を表し、福祉の増進を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
支給者	人	944	941	1,013	1,134	1,160	1,326

②長寿をたたえる事業

○88歳到達者

○100歳到達者及び最高齢者

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
贈呈者 (88歳到達者)	組	352	339	313	390	400	400
贈呈者 (100歳到達者及び最高齢者)	組	18	14	17	22	30	30

③記念品贈呈事業

○金婚者

○ダイヤモンド婚者

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
贈呈 (金婚者)	組	120	109	120	120	120	120
贈呈 (ダイヤモンド婚者)	組	39	30	30	30	30	30

2-1-3. 高齢者福祉事業

①老人福祉車購入費助成事業

○65歳以上で、歩行の際常時杖等を必要とする人に、老人福祉車の購入費の一部を助成します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	26	19	15	18	18	18

(見込)

②はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

○70歳以上の高齢者にはり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、その健康保持と心身の安定を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
回収枚数	枚	252	357	345	350	350	350

(見込)

③愛の定期便事業

○65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、定期的に乳製品を配布するとともに安否確認と孤独感の解消を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	250	282	279	300	300	300

④老人日常生活用具給付等事業

○在宅で寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、介護者の負担軽減や日常生活の便宜を図ります。(緊急通報装置・火災警報器・自動消火器・電磁調理器)

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	205	164	165	200	200	200

(見込)

⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

○65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯で、心身の障がい等により寝具の衛生管理が困難な人に、1人につき年間1回程度、業者が丸洗い乾燥消毒サービスを行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	10	9	5	7	7	7

(見込)

⑥理髪サービス事業

○外出することが困難な65歳以上の寝たきりまたは認知症高齢者に対し、理容師等を派遣し理髪サービスを行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
回収枚数	枚	167	164	156	150	150	150

(見込)

⑦介護職員初任者研修受講支援事業

○家族介護の経験者が介護職員初任者研修を受講する際に受講費用の一部を助成することにより、介護経験者の社会での活躍の促進と住民福祉の向上を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
申請者数	人	0	0	3	3	3	3

2-1-4. 高齢者福祉施設事業

①養護老人ホーム入所措置事業

○65 歳以上の者でやむを得ない事由により介護保険上の介護保険施設に入所困難な方への措置や環境上の理由又は経済的な理由により、居宅での養護が困難な方の措置を行います(老人福祉法第 11 条)。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設数	箇所	3	3	3	3	3	3
入所者	人	21	18	18	20	20	20

②ケアハウス

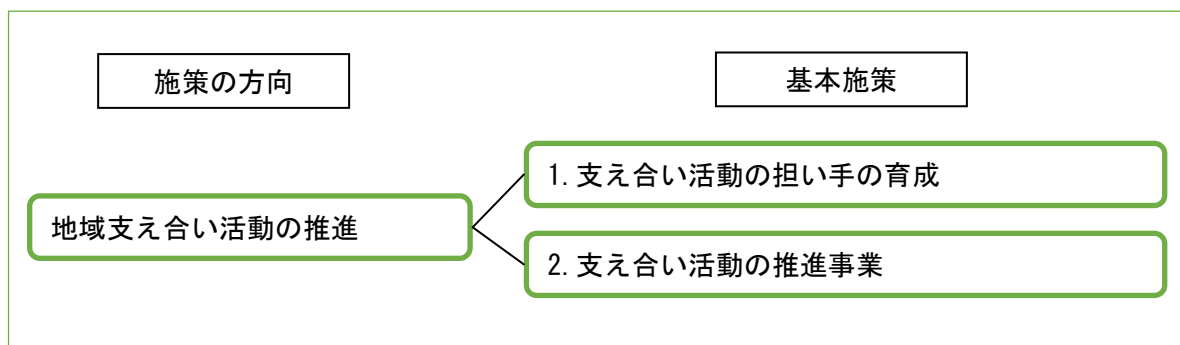
○原則として 60 歳以上の身体機能の低下や高齢等により、独立した生活を行うには不安のある人で、家族による援助の困難な人が利用できる施設で、利用は施設と利用者の契約によります。

	単位	実績値			計画値		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
施設数	箇所	3	3	3	3	3	3
入所者	人	80	80	80	80	80	80

(見込)

施策の方向 2 地域の支え合い活動の推進

- ①介護予防推進員，認知症サポーターの育成と地域での活動促進を図ります。
- ②常総市社会福祉協議会の福祉事業等との連携を推進すると共に，日常生活を支援するサービスを実施する住民主体のボランティアグループ等を育成し，活動促進を図ります。



2-2-1. 支え合い活動の担い手の育成

①介護予防推進員の養成・活動支援

○介護予防推進員に関する広報活動の強化，養成研修・現任研修等の内容の充実，地域での介護予防推進員主催教室開催支援等，介護予防推進員活動への支援体制の充実を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護予防推進員	人	227	218	233	230	240	250

②認知症サポーターの養成

○認知症について市民の理解を深められるように，認知症サポーター養成講座を企業，小中学校等とも連携をして実施します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症サポーター	人	1,450	1,519	1,638	1,700	1,850	2,000

③ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）

○市民活動やボランティア活動のコーディネート，ボランティアの育成，活動の活性化を図るための事業を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ボランティア団体	団体	79	60	65	70	70	70
ボランティア人員計	人	3,098	2,299	2,509	2,600	2,600	2,600
ボランティア養成養成講座参加実数	人	198	236	191	200	200	200

2-2-2. 支え合い活動の推進事業

①ふれあい・いきいきサロン活動支援事業（社会福祉協議会）

○高齢者をはじめ誰もが楽しく気軽に参加できる「地域のたまり場」活動が、それぞれの地域で自主的に運営していけるように支援します。（食事会、茶話会、ゲーム・健康体操等）

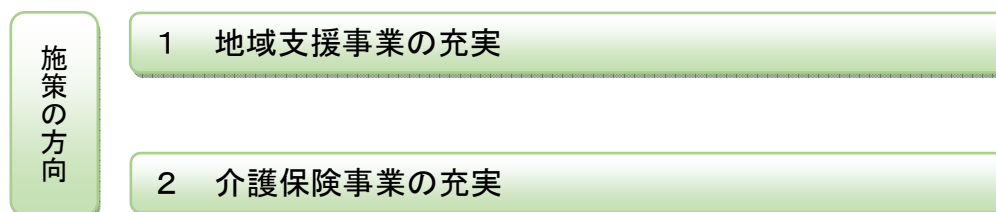
②日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

○認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に対して、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い手続き、書類管理等の支援を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実利用者数	人	59	53	56	58	58	58

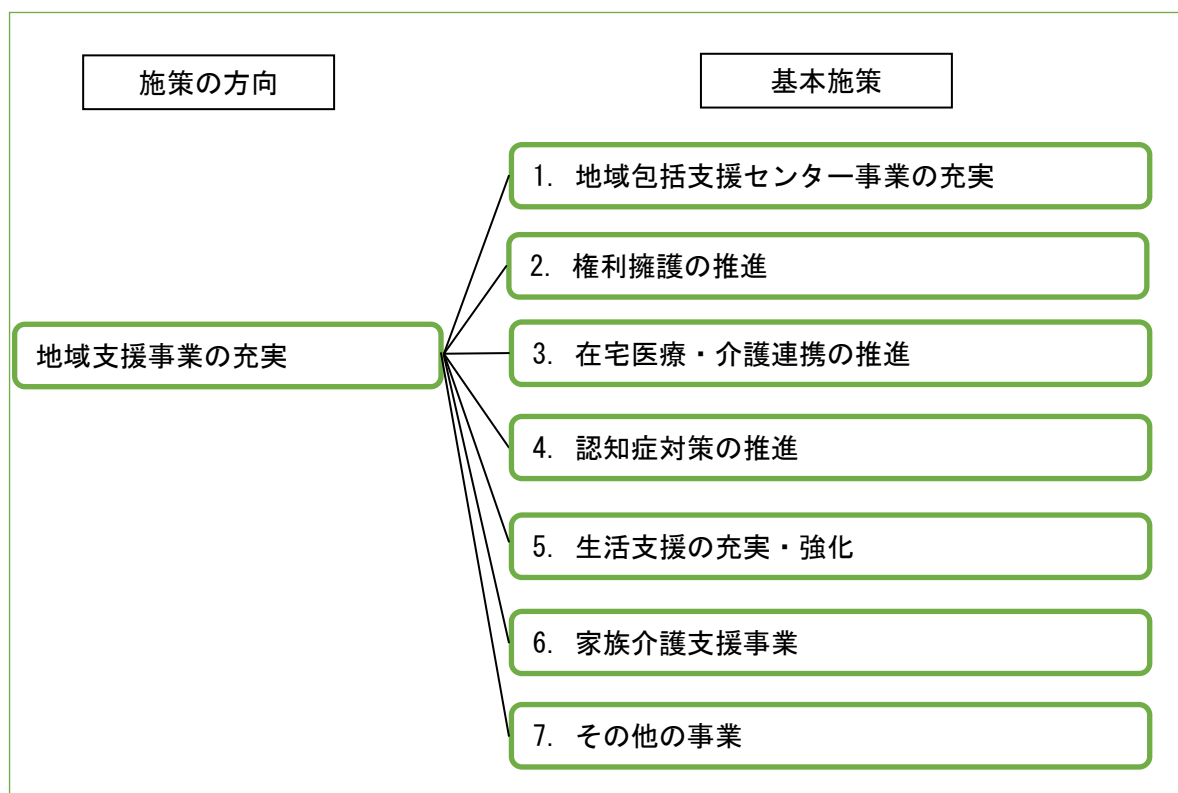
基本目標3 介護予防・支え合い活動のまちづくり

介護予防事業・地域支援事業を充実すると共に、介護保険事業を充実し、要介護者等の在宅・施設での「生活の質」の向上と自立を支援します。



施策の方向1 地域支援事業の充実

- ①地域包括支援センターの運営体制の強化と全般的な事業の充実を図ります。
- ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ③家族介護支援事業を当市の事業等と合わせて充実を図ります。



3-1-1. 地域包括支援センター事業の充実

①総合相談業務の充実

○6箇所の日常生活圏域ごとに配置した包括支援センター相談窓口（ブランチ）や、休日・夜間における相談窓口の周知を行います。また、相談窓口の担当者に対する研修会の実施や、事例検討会等の会議の開催を行います。

②介護支援専門員への支援

○主任介護支援専門員を対象とした研修会の実施や、介護支援専門員に対するケアブランチエックをとおしての個別指導、主任介護支援専門員と連携して、介護支援専門員を対象とする研修会を実施します。また、市内の介護支援専門員は、年に1回は指導を受けられるように、地域ケア個別会議での事例検討を実施します。

③地域包括ケアシステム推進会議の開催

○年に1～2回、医療・介護・商工会・ボランティア等に対し、地域包括ケアシステムの進捗情報の報告を行います。また、在宅医療介護連携推進協議会、生活支援体制整備推進協議会、認知症施策推進協議会、地域ケア会議推進協議会等を年に1～2回開催し、各協議会での検討事項や業務について職能団体へ報告等を行います。

3-1-2. . 権利擁護の推進

①成年後見制度の推進

○地域の相談窓口や介護支援専門員を対象に成年後見制度に関する研修会や、住民の方を対象に成年後見制度に関する研修会を開催します。

3-1-3. 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携の推進

ア. 地域の医療・介護の資源の把握

○地域で把握可能な既存情報の整理し、在宅医療・介護の必要な量（需要）や資源の量（供給）を把握し、地域の医療関係者や介護関係者や住民に対して、地域での医療・介護資源の状況を共有するシステムの構築を目指します。また、在宅医療・介護の必要な量（需要）や資源量（供給）の推計を行います。

イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

○職能団体へのヒアリングを実施し、それをもとに地域の課題や対処が必要な事項を抽出し、会議体を設け対応策を検討します。また、会議体において、地域が目指すべき将来像を策定し、地域課題の解消に向けた対応策を評価します。

ウ. 切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

○在宅医・訪問看護師・夜間・休日対応の可能な訪問看護ステーション等の医療資源の把握、地域住民の在宅医療・介護に関するニーズを把握し、地域における在宅医療・介護サービス提供体制のあるべき姿の検討、医療・介護職を交えた実現可能な切れ目のない医療提供体制の在り方の検討を行います。また、複数の意思（主治医を含む）による対応体制整備の実施、かかりつけ医・訪問看護師・病院看護師との連携を視野に入れた医療提供体制の構築、協力支援病床（後方病床）等との連携の実施等を行います。

エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援

○情報共有ツールやルールを導入及び利用促進や、情報共有ツールやルールの利用実態・効果についての評価・改善の実施を行います。

オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援

○在宅医療・介護連携支援センターを配置し、相談内容から地域の課題抽出を行い、対応策を提案します。また、相談窓口への医療・介護従事者及び地域住民の参画・関与を推進します。

カ. 医療・介護関係者の研修

○関係者へのヒアリングやアンケート等による研修に関するニーズや課題の把握を行います。医療関係者に対する介護分野の知見習得のための研修会、介護関係者に対する医療分野の知見習得のための研修会、地域の医療・介護関係者による在宅医療者宅への同行訪問研修、グループワークを取り入れた研修等を行います。研修実施後、理解度調査、研修の効果測定の実施や、多職種連携が必要な事例の検討を行います。

キ. 地域住民への普及啓発

○地域住民に対し、終末期ケアや在宅医療について等の普及啓発を行います。また、対象者に合わせた啓発媒体の選定や創作を行います。

ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

○関係市町村の在宅医療・介護連携事業担当者との活動状況等の情報交換を実施し、関係市町村の担当者及び医師会の担当者との協議による広域的な取り組みに関するニーズ・課題の調査・検討を行います。また、広域的な取り組みに関するニーズについて、関係市町村、医療・介護関係者との整理・検討や地域において広域的な取り組みを率先できる旗振り役の特定・擁立を推進します。

3-1-4. 認知症対策の推進

①認知症対策の推進

ア. 認知症への理解の推進

○認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として認知症サポーターの養成を行います。また、すでに認知症サポーターとなっている者を対象

としたフォロー研修の実施や名簿の管理，市民を対象とした認知症に関する研修会の開催を行います。

イ. 認知症の早期診断・早期対応の体制整備

○認知症相談事業（集団相談以外に個別事業も開始），認知症初期集中支援チーム検討委員会の実施や認知症初期集中支援チーム活動を推進（周知活動強化）します。

ウ. 認知症の人と介護者への支援

○認知症地域推進員の配置や認知症の人や介護者が定期的集える場の設置を推進します。認知症介護に関して，地域の相談窓口の周知強化や窓口職員への研修の実施を行います。また，医療・介護従事者に対する認知症ケアに関する研修会の実施や，認知症地域推進員による認知症対策の定期周知（全戸配布）を行います。

エ. 認知症発症予防の推進

○住民主体の運営による事業等の周知等の実施や，認知症相談の機会を利用して，講話の開催を行います。

②認知症高齢者等の行方不明・身元不明の対応の充実

○高齢者等の行方不明状態が発生した際に，市内を見回る活動を行う「行方不明高齢者等SOSボランティア」の養成を年1回行います。また，ボランティアとして登録している者を対象としたフォロー研修も開催いたします。SOSボランティアには認知症サポーター養成研修にも参加するよう促します。

必要に応じ，県と連携し他市町村への協力の要請や，身元不明者があった場合も，必要に応じ，警察署に情報提供を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人数	人	—	62	117	100	100	100
開催数	回	—	1	1	1	1	1

※平成28年度より実施

3-1-5. 生活支援の充実・強化

①介護予防・生活支援サービス事業の充実

○この事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

事業	内容
①-1 訪問型サービス	○要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
①-2 通所型サービス	○要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
①-3 その他の生活支援サービス	○要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
①-4 介護予防ケアマネジメント	○要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

②一般介護予防事業

○一般介護予防事業は、これまで同様、介護予防活動の普及・啓発をおこなう「介護予防普及啓発事業」と、常総市介護予防推進員等をはじめとする地域で高齢者の介護予防活動を支援するボランティアを育成・活動支援を行う「地域介護予防活動支援事業」を継続する他、介護予防把握事業や地域リハビリテーション活動支援事業を行います。

事業	内容
②-1 介護予防把握事業	地域の事情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。
②-2 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
②-3 地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
②-4 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証して、一般介護予防事業の評価を行います。
②-5 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

③生活支援体制整備事業の推進

ア. 生活支援コーディネーター活動の充実

○高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。また、現在、包括職員が担当している生活支援コーディネーターの業務を民間団体等に委託し、モデル的に実施することを検討します。コーディネーターに依頼する業務内容は、担当地域の高齢者宅の訪問活動、訪問活動で

得られた様々な困りごとへの対応などで、必要に応じて地域の相談窓口や包括と連携も行います。また、地域の高齢者の困りごとを解決するための対策活動等の実施を行います。

○生活支援コーディネーターとの連携・協働による生活支援体制整備を推進するために、日常生活圏域ごとに、生活支援等サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置します。

3-1-6. 家族介護支援事業

①家族介護教室事業

○適切な介護知識や技術の習得等を内容とした教室を開催します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施回数	回	8	12	12	12	12	12
参加延人数	人	137	143	140 (見込)	120	120	120

②認知症高齢者探索サービス事業

○徘徊行動がみられる認知症の高齢者を介護する家族に位置情報端末機を貸与し、対象高齢者の安全確保と家族の負担軽減を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
対象者数	人	0	0	1(見込)	1	1	1

③家族介護支援紙おむつ等購入費助成事業

○要介護4、5及び要介護3で常時、紙おむつ等が必要と認められた在宅の高齢者に紙おむつ等の購入に要する経費の一部を助成します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
申請件数	人	298	299	254	300	300	300

④家族介護慰労金支給事業

○在宅の寝たきり高齢者、または認知症の高齢者を6か月以上介護している方に介護慰労金を支給します。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
該当者数	人	138	4	6	10	10	10

3-1-7. その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

○判断能力が不十分な認知症高齢者に対し、成年後見人制度の支援を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	0	0	1	1	1	1

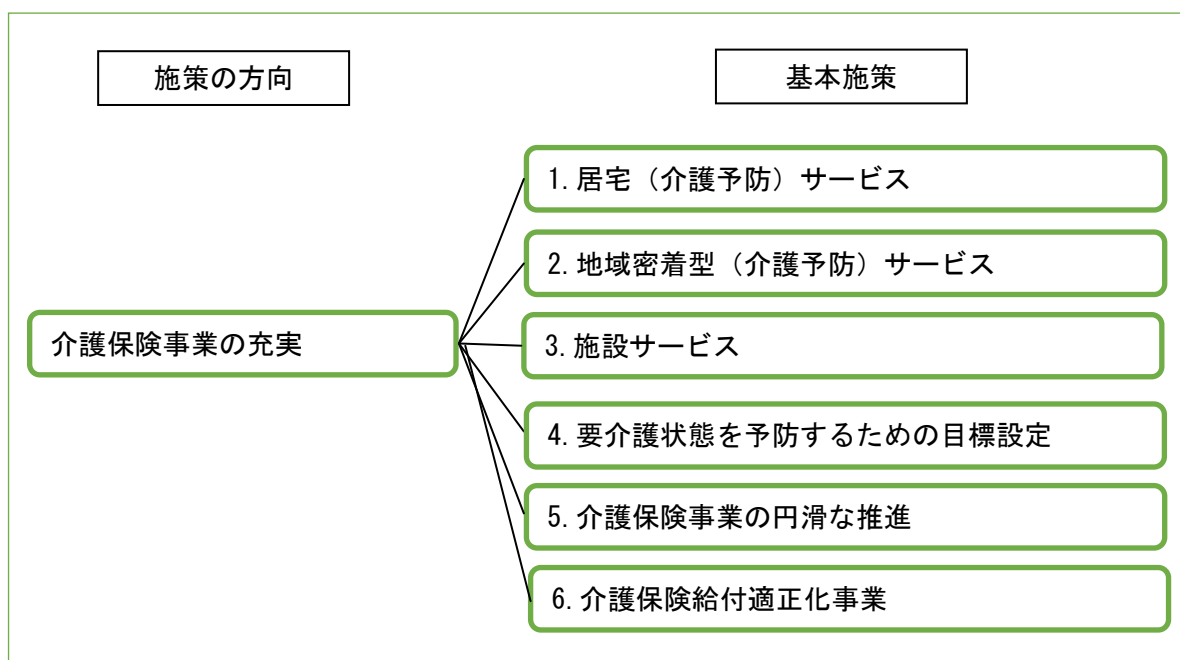
②食の自立支援事業

○65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯であって、心身の障がい等により、調理の困難な方に定期的に居宅を訪問し食事を提供し利用者の安否と健康状態等の確認を行います。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数	人	76	70	89	90	90	90
配食数	件	7,935	7,887	8,252	9,000	9,000	9,000

施策の方向 2 介護保険事業の充実

- ①居宅（介護予防）、地域密着型（介護予防）及び施設サービスそれぞれの特性を活かして、地域でバランスよく地域包括ケアシステムの構築に資するように充実を図ります。
- ②介護保険事業運営の適正な推進を図ります。



(注)在宅サービスの用語:居住系サービス(居宅サービスのうち特定施設入居者生活介護,地域密着型サービスのうち認知症対応型共同生活介護,地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護)及び施設サービスを除く,在宅者向けのサービスのこと。

3-2-1. 居宅（介護予防）サービス

居宅サービスは、在宅で暮らす要支援・要介護認定高齢者の自立を支援し、生活を支える重要な介護サービス・介護予防サービスで、以下のサービスにより構成されています。

【居宅サービス（介護予防）サービス】

事業名	内容
①訪問介護	介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。
②訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
③訪問看護	看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	医師、薬剤師等による療養上の管理及び指導を行います。
⑥通所介護	デイサービスセンターにおける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等において行われる理学療法、作業療法などのリハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期間入所して行われる看護、医学的管理の下での介護、機能訓練、医療や日常生活上の世話をします。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入所者に行われる入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をします。
⑪福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具を貸与します。
⑫特定福祉用具販売	福祉用具のうち入浴又は排泄の用に供する用具等を販売します。
⑬住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、床・通路面材料の変更、洋式便器等への取替えなどの住宅改修費用を支給します。
⑭居宅介護支援	ケアマネジャーによる居宅サービスの種類や内容を定めたケアプランの作成、事業者との連絡調整等の便宜供与を行います。

3-2-2. 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスは、要介護（支援）者が住み慣れた身近な地域で生活し続けることを支える観点から、日常生活圏域で提供されるサービスです。

【地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス】

事業名	内容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
②夜間対応型訪問介護	夜間を含め定期巡回と通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の援助のほか緊急時の対応などを行うサービスです。
③認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。
④小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、状態や希望などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援するサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が30人未満の地域密着型特定施設（ケアハウス・有料老人ホームなど）です。入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の援助や機能訓練を行うサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員30人未満の小規模特別養護老人ホームです。地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う、圏域内の方を中心にした入所サービスです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護	要介護1から5の方を対象に、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。
⑨地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護事業を行います。

【圏域ごとの地域密着型（介護予防）サービス】

H29年度末現在

調整中

3-2-3. 施設サービス

介護保険施設サービスは、居宅での生活が困難な方が入所することにより、日常生活の支援や介護を受けるもので、以下 4 種類の施設で構成されています。

【施設型サービス】

事業名	内容
介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院	介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

【圏域ごとの施設サービスの状況】

H29 年度末現在

調整中

3-2-4. 要介護状態等を予防するための目標設定

市は、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができるよう、一般高齢者の介護予防に資する事業の展開、要支援および要介護認定者の重度化防止に関する取り組みを重点的に行い、元気で暮らす高齢者が多いまちを目指します。

各取り組みについて指標を設定し、その事業を重点的に推進し、毎年度その取り組みについて評価を行い、「常総市介護保険運営協議会」に諮ります。

①要介護状態等を予防するための各段階における取り組み

ア. 一般高齢者の介護予防の取り組み

○一般高齢者が、要介護認定等になることを出来る限り防止するためには介護予防事業の更なる拡充が求められます。また、これからの介護予防は、機能訓練など的高齢者本人へのアプ

ローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境を整えていく施策を展開することが重要です。

そこで、住民主体の支援活動等の推進のため、「ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施」や「高齢者の社会参加による介護予防等の推進」を行います。また、生活支援体制整備事業においては、現在、地域包括支援センター職員が担当している生活支援コーディネーターを第7期では業務委託することで、生活圏域毎に訪問活動等を行い、その活動から介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者福祉の各事業、介護保険制度等とのマッチングのほか、地域包括支援センターと連携し地域の高齢者の困りごとを解決するための対策活動等を実施します。

[評価指標]

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
一般介護予防教室の参加者数 (延人数)	4,000 人	4,000 人	4,000 人
住民主体による通いの場の参加者数 (実人数/延人数)	400人/6600人	410人/6700人	420人/6800人
介護予防推進員名簿登録者数	230 人	240 人	250 人
行方不明高齢者 SOS ボランティア名簿登録者数	170 人	235 人	300 人
認知症サポーター数	2,115 人	2,560 人	3,000 人
独居高齢者・高齢者世帯に対する生活支援コーディネーターの訪問者数	7 件	7 件	7 件
生活支援コーディネーターが参加する地域ケア個別会議開催回数	12 回	24 回	36 回

イ. 要介護者等の重度化防止の取り組み

○介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。そのため、要介護状態が重くなっても必要な活動と言えます。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素に働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動

機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生活の質の向上を目指すものでなければなりません。

そこで、「地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる」「介護予防活動の普及・啓発の推進」「地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進」等を積極的に実施します。

[評価指標]

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住民主体の通いの場へのリハビリ専門職の関与回数	50%	55%	60%
生活支援コーディネーターの訪問者数	50 人	100 人	150 人
要支援更新申請時に介護保険サービス未利用の要支援 1・2 認定者への介護予防教室の周知割合	100%	100%	100%
地域ケア個別会議（包括支援センター主催）の開催回数	72 回	72 回	72 回
地域ケア個別会議で実施されたケアプラン検討事例数	72 件	72 件	72 件
ケアマネジャーからの介護保険制度に関する相談解決率	100%	100%	100%
ケアプラン作成に関する研修会の回数	3 回	3 回	3 回
ケアマネジャーを対象にした、住宅改修に係る知識の確認と修得を目的とした研修会の実施	2 回	2 回	2 回
ICT を利用した多職種間情報共有事例件数	10 件	20 件	30 件

②設定値の評価

前述した各取り組み及び最終目標については、毎年度評価を行い、以下の観点で自己評価を行います。

- ア. 達成できなかった（あるいは達成できた）理由や原因に関すること。
- イ. 目標の達成状況に影響していると考えられる他の取り組みや状況に関すること。
- ウ. 取り組みで目指している課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- エ. 新たに見つかった課題やその解決のために必要な取り組みに関すること。
- オ. 「取り組みと最終目標」の修正の必要性や改善に関すること。

上記の評価を毎年度行い、関係者で共有することにより、市全体を挙げて予防事業等に取り組み、平成 32 年度には、最終評価を行い、第 7 期期間の取り組みについて検証し、今後の高齢者保健福祉事業・介護保険事業に生かしていきます。

なお、評価については、「常総市介護保険運営協議会」に諮るとともに、県へ報告します。

3-2-5. 介護保険事業の円滑な推進

①要介護認定の公平性の確保

○公平、公正かつ正確さが求められる要介護認定調査及び審査・判定体制の充実を図り、適正で迅速な要介護認定の実施を図ります。

②利用者保護促進事業

○介護保険サービス等に関わる事業について、適宜、広報やインターネットなどを活用して情報提供を行うと共に、サービス提供や苦情に関わる相談について、高齢福祉課や地域包括支援センターなどでの迅速・適切な対応を図ります。

③介護保険利用料助成事業

○介護保険居宅サービス利用者に対する利用料の負担軽減のため市独自で設置しています
(居宅サービスの利用者負担を所得段階に応じて利用料の5割～3割を助成)。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (延べ人数)	人	1,641	2,514	2,939	3,056	3,117	3,210
助成金額	円	11,580	14,209	16,720	18,309	18,673	19,231

④サービス事業者振興事業

○講演会や研修会等を開催して、サービス事業者の質の向上を図ります。

	単位	実績値			計画値		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
回数	回	0	0	1	1	1	1

⑤お泊まりデイサービスへの対応

○通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所(いわゆる「お泊まりデイサービス」)について、国のガイドラインに基づき、サービス実態を把握し、利用者や介護支援専門員に情報提供します。

3-2-6. 介護保険給付適正化事業

介護給付の適正化は、適切な介護サービスの確保とともに、不適切な給付が削減されることにより介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものとなります。県の「介護給付適正化計画」により「適正化事業」を推進します。

①要介護認定の適正化

ア. 総合事業の周知強化

○要支援1・2の認定者で、更新時にサービスを利用していない方に対し、更新申請の通知の中に総合事業の通知等を同封することにより、介護予防給付が不要な要支援者に総合事業への移行を促すことで、要介護認定事務の軽減を図ります。また、総合事業の内容や手続き

について市民に広く周知します。

②ケアプランの点検

○自己点検シートの活用等による介護支援専門員に対する研修会を実施や、地域ケア会議等を活用し、介護支援専門員に事例を提出してもらうことで地域単位でのケアプラン点検学習会を開催します。また、ケアプラン点検学習会を踏まえて、主任介護支援専門員による個別面接を実施します。

③住宅改修等の点検・福祉用具購入・福祉用具貸与調査

○理学療法士による住宅改修時のポイントについての講演などにより、介護支援専門員に対する研修会を実施します。高齢福祉課介護保険室において疑義の生じた事例については、地域包括支援センターに対し主任介護支援専門員による実地検分を含む確認を依頼し、専門的見地による意見書を求めるようにします。また、主任介護支援専門員が判断に迷う事例は、理学療法士等に訪問を依頼し専門的見地による意見書を求めるようにします。

④縦覧点検・医療情報の突合

○国保連合会から送付される縦覧点検データや医療情報との突合により、不正請求の指摘および給付費返還を求めるようにします。

⑤介護給付費通知

○全ての介護保険受給者に半年に1度、その方が利用した介護サービスの種類や費用についての通知をすることにより、利用の確認と合わせて事業者からの不正な請求を防止します。

第5章 介護サービス量及び保険料の見込